

令和4年 網走市議会
総務経済委員会 会議録
令和4年6月16日（木曜日）

○日時 令和4年6月16日 午前10時05分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 令和4年度網走市水道事業会計補正予算
3. 議案第4号 網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
4. 議案第5号 網走市税条例及び網走市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
5. 議案第6号 網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について
6. 議案第8号 網走市網走港の安全な利用の確保に関する条例制定について
7. 議案第9号 財産の無償貸付について
8. 議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
9. 請願第31号 2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願
10. 請願第33号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願
11. 陳情第31号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書提出についての陳情
12. 陳情第32号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情
13. 陳情第33号 国民の祝日「海の日」の7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情
14. 陳情第34号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情
15. 陳情第35号 中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善

を求める意見書の提出に関する陳情

16. 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出要請
17. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書提出要請
18. 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書提出要請
19. 北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書提出要請
20. 食料の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書提出要請
21. 全国一律最低賃金制度の実施をめざす意見書提出要請
22. 日本国憲法の尊重・擁護に関する要請について（4. 3. 4 継続審査）
23. 作況調査について
24. 行政視察について

○出席委員（8名）

委員長	小田部 照
副委員長	山田 庫司郎
委員	栗田 政男
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸
	古田 純也
	村椿 敏章

○欠席委員（0名）

○議長 井戸 達也

○委員外議員（0名）

○傍聴議員（3名）

石垣 直樹
澤谷 淳子
松浦 敏司

○説明者

副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
農林水産部長	川合正人
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	立花学
水道部長	柏木弦
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	田邊雄三
財政課長	古田孝仁
税務課長	清杉利明
農林課長	佐藤岳郎
農林課参事	中塚威史
観光課長	高橋勉
商工労働課長	北村幸彦
観光商工部参事	田端光雄
観光商工部参事	高橋優紀
港湾課長	梅津義則
営業経営課長	佐々木修司
上水道課長	木村篤史
庁舎整備推進室参事	日野智康
庁舎整備推進室参事	遠藤崇哲
庁舎整備推進室参事	里見達也
選挙管理委員会事務局長	高井秀利
選挙管理委員会事務局参事	大嶋尚士

○事務局職員

事務局長	林幸一
次長	石井公晶
総務議事係長	法師人絵理
総務議事係	早渕由樹
総務議事係	山口諒

午前10時05分開会

○小田部照委員長 おはようございます。

ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案8件、請願2件、陳情5件、要請7件について審査いたします。

本日の進行ですが、まず、企画総務部関係分の議案について審査後、理事者入替えをいたします。

その後、農林水産部、観光商工部、建設港湾部、水道部、庁舎整備推進室、選挙管理委員会関係分の議案について、理事者入替えを行いながら、順次、

審査いたします。

議案審査終了後、理事者を入替えし、付託されました請願等の審査を行います。

請願等の審査が終わりましたら、作況調査と行政視察について協議いたします。

それではまず初めに、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、水道事業会計出資金について説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは、議案第1号及び議案資料1号の4ページを御覧願います。

議案第1号令和4年度一般会計保健衛生総務費、水道事業会計出資金の補正予算について、御説明申し上げます。

1の補正の理由及び内容でございますが、市の一般会計から水道事業会計への出資金の補正予算となります。

平年、事業量を上回る水道管の耐震化事業を行う際に、国の定める繰出基準に基づき、耐震化事業に係る事業費の一部を一般会計から公営企業へ出資債として発行し、繰り出した場合、その償還に對しまして、財政措置がなされることとなっているところですが、事業区分が、通常分から特別対策分に変更になったことに伴い、国の定める繰出基準の上限が、事業費の6分の1から3分の1へと拡大いたしまして、それに伴い出資金として繰り出す額を増額しようとするものでございます。

出資債は、出資する全額の発行が認められております。

また、元利償還金の半分が、普通交付税として本年度措置されるものでございます。

2の補正額でございますが、（1）歳出予算は、水道事業会計出資金として、7,050万円を追加し、1億4,100万円とするものでございます。

財源の内訳は、全額が市債で、（2）歳入予算のとおりでございます。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、企画総務部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕
そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、議案第5号網走市税条例及び網走市税条例の一部を改正する条例制定について、説明を求めます。

○清杉利明税務課長 続きまして、議案資料の20ページ、資料5号を御覧願います。

議案第5号網走市税条例及び網走市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の関係部分について、所要の改正を行うものであります。

改正の内容でございますが、1点目と2点目につきましては、個人市民税に係る、上場株式等に係る、配当所得等の課税方式の規程で、申告により所得税となる課税方式の選択が可能な、上場株式等に係る配当所得等について、令和6年から課税方式を、所得税に統一するものでございます。

3点目は、個人市民税に係る申告義務の規定で、公的年金等に係る所得以外の所得を有しないものに係る、配偶者特別控除に関する申告義務について規定するものであります。

これを言い換えますと、申告書の提出不要となる要件等を、規定しているものでございます。

次に、4点目と5点目につきましては、個人市民税に係る給与所得者または公的年金等受給者の、扶養親族申告書の規定で、給与所得者または公的年金等受給者が、退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合、扶養親族等申告書に、当該配偶者等の氏名を記載事項に追加するものでございます。

次に、6点目は、個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の延長で、いわゆる住宅ローン控除の適用期限を4年延長する等の、所得税における特例の見直しにより、所得税額から控除し切れない額を、個人住民税から控除できる現行制度も、適用期間を令和20年度分まで居住年を令和7年まで延長するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症等に係る特例の延長の規定につきましては、今回の改正に包含されたことにより、削除するものでございます。

7点目は、固定資産税に係る下水道除外施設の特例の縮減で、固定資産税のわがまち特例により、現

行4分の3に軽減をしております、下水道除外施設に係る課税標準の割合について、わがまち特例の割合を国の参酌基準に準じて、5分の4に縮減し、取得期限を2年延長しようとするものでございます。

次に、8点目は、固定資産税に係る貯留機能保全区域の指定を受けた土地の特例措置の創設について、北海道が貯留機能保全区域として指定した土地に係る課税標準の割合について、国の参酌基準に準じて、わがまち特例により、4分の3とするものでございます。

9点目と10点目につきましては、個人市民税に係る適用配当等の課税の特例の規定で、租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための国家間で締結される租税条約や、それに相当する民間取決め等の実施に伴う、適用配当等に対する、軽減等の特例の申告方式について、1点目、2点目と同様に、所得税に統一しようとするものでございます。

次に、11点目は、地方税法等の改正に伴い、関係する市民税、固定資産税の文言等の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するもので、経過措置等につきましては、3、施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては、23ページから33ページに記載をしております。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田庫司郎委員 地方税法の改正ですから、内容については異議はございません。

ただ、変更ですね、網走市、当市に当てはめた場合について、該当するものがあるのか、また該当した場合については、どの程度の影響があるのかお示しいただきたいと思います。

○清杉利明税務課長 まず、1点目と2点目の配当所得等に関わるものにつきましては、現在、異なる課税方式を選択している件数は、少数であること、また収入全体で考えますと、分離課税等をしている方等につきましては、道税として徴収され、交付金として配分されますので、収入額全体で見ますと、影響はほとんどないものだと考えております。

また、3点目から5点目につきましては、申告に関する規定、それから、記載事項の追加でございますので、影響はございません。

6点目につきましては、住宅ローン控除でござい

ますが、今までの現行制度も継続をされ、また延長するものでございますので、税額としましては、減収となりますが、全額国費、交付金で措置をされますので、こちらも収入総額としては、大きな影響はございません。

7点目につきましては、現時点で、当市において特例対象施設はございません。

8点目につきましても、当市において、現在のところ、北海道から指定を受けております保全区域はございません。

9点目と10点目につきましても、1点目2点目と同様に、該当する件数はほとんどないことから、影響はほとんどないものと考えております。

以上でございます。

○山田庫司郎委員 理解させていただきました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第5号網走市税条例及び網走市税条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、議案第6号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○清杉利明税務課長 続きまして、議案資料の34ページ、資料6号を御覧願います。

議案第6号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は、貯留機能保全区域の指定を受けた、土地の特例措置の創設についてで、先ほど市税条例の8点目でも御説明を申し上げました、貯留機能保全区域として指定した、土地に係る課税標準の割合について、わがまち特例により、4分の3とするものでございます。

当市におきまして、北海道から指定を受けた保全区域は、現時点ではございません。

次に、2点目は、地方税法等の改正に伴い、関係する文言等の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するもので、経過措置等につきましては、3、施行期日等に記載のとおりでございます。

また、新旧対照表につきましては、35ページから38ページに記載をしております。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第6号網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、議案第9号財産の無償貸付について説明を求めます。

○佐々木司企画調整課長 それでは、議案第9号財産の無償貸付について説明を申し上げます。

議案資料の46ページ、資料9号を御覧願います。

1、無償貸付する土地の概要、(1)所在等でございますが、所在は、網走市潮見4丁目108番18のうち、地目は雑種地、面積は3,400平米でございます。

もう一筆は、同所108番19のうち、地目は雑種地、面積は3,500平米でございます。

(2)無償貸付の理由でございますが、貸付けの相手方である、あばしり電力株式会社が、当該土地を活用して行う取組は、再生可能エネルギーの地産地消による、カーボンニュートラルの推進、地域の災害対応力の強化、環境学習の推進であり、公益性が高いと認められるためでございます。

次に、2、あばしり電力株式会社の概要でございますが、(1)設立は、本年4月27日でございます。

(2)資本金は7,000万円で、内本市が1,000万円、日本ガイシ株式会社が6,000万円を出資しております。

(3)事業内容は、ア、電気取次事業及び小売電気事業など、資料に記載のとおりでございます。

47ページに移っていただき、(4)設備の概要でございますが、ア、設備投資額は、約4億5,000万円と積算しております。

イ、発電設備は、太陽光発電パネルを、遊休市有

地へ設置し、発電電力は1,500キロワット、年間発電量は、180万キロワットアワーを見込んでおります。

設置予定箇所は4か所で、潮見地区は、本年度中の整備を、向陽ヶ丘、大曲、つくしヶ丘地区は、令和5年度の整備を予定しております。

ウ、蓄電池設備は、潮見地区へ出力200キロワット、容量1,200キロワットアワーの蓄電池を設置いたします。

(5) 資金収支計画でございますが、設備投資額の約4億5,000万円は、市内金融機関より調達し、20年間をもって、売電料と取次料で償還をいたします。

事業期間における収支は、約1,580万円を見込んでおります。

(6) 電力販売先は、庁舎、学校施設など、市所有の公共施設、47施設と、NGKオホーツク株式会社の計48施設へ供給いたします。

1枚めくっていただきまして、48ページでございます。

(7) 今後のスケジュールでございますが、本年度は9月に、潮見地区へ発電施設を整備いたします。

令和5年度は、電気の取次ぎ事業と、潮見発電施設の運転を開始するとともに、向陽ヶ丘、つくしヶ丘、大曲地区へ発電施設を整備し、令和6年度より、全ての発電施設で運転を開始いたします。

(8) その他でございますが、市税は、事業期間において、約3,700万円の固定資産税を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今回の事業で、財産の無償貸付けというところなのですが、遊休地を貸付けしますよというところの、一部の潮見のところなのですがね、この現在利用されている部分もあると思うのですが、その状況について、確認したいのですけれども。

○佐々木司企画調整課長 現在は、潮見コミュニティセンターの第2駐車場として、位置づけをされておりまして、潮見コミュニティセンターで、大規模な集会があり、既存の駐車場に車が停めきれない場合などについて、そちらを利用いただいている状況がございます。

そのほか、潮見小学校の運動会のときにおきまして、学校敷地、当日臨時でお借りしております、潮見東部耕地出張所、こういったところの駐車場に停めきれない車両も、潮見コミュニティセンターの第2駐車場を利用しているという例がございます。

○村椿敏章委員 そういうこともあるということなのですが、それについて今利用されている人たちに対してといつかね、その影響については、どのようにして考えているのですか。

○佐々木司企画調整課長 まず、潮見小学校での運動会時の対応でございますが、潮見小学校の、教育委員会を通じて、学校と相談をさせていただきましたが、学校敷地内、あるいは臨時でお借りする東部耕地出張所の駐車場をもって、十分に対応が可能だという御返事を頂いております。

潮見コミュニティセンターでの状況でございますが、大規模な集会は、なかなか例がないのですが、毎週月曜日に、高齢者の集まりがありまして、そこでおおむね20台程度、現在のところ、コミュニティセンターの既存の駐車場から、車両が停めきれなくなるというような例は、確認をされておられません。

○村椿敏章委員 わかりました。

あと、聞いているところでは、陸上の大会とかね、そういったときに、大型バスの駐車場となっているようなのですが、そこについてはどうですか。

○佐々木司企画調整課長 陸上の大会等があるときの大型バスの駐車場の件でございますが、陸上競技があります際には、アリーナの裏側の駐車場、まずあそこに大型バスが駐車をしておりますけれども、借りている方の状況にもよるのですけれども、通常、朝、大型バスを乗り付けて生徒たちを降ろし、また競技が終わったときに、また迎えに来るというようなバスの運行がほとんどであるようでございまして、大会が開催されている期間、第2駐車場に大型バスを終始停めておるといような状況は、近年では確認されておられません。

○村椿敏章委員 今の話を聞きますとね、大会期間中、バスから降ろして、要は、陸上競技場に降ろすと、その後、バスの運転手の方が、あそこの第2駐車場のところで休んでいるのではないのですか。

そういうことはないのですか。

○佐々木司企画調整課長 当市、スポーツ課に確認をしたところ、降ろしたバスが第2駐車場で待機をしているという例はないと確認をしております。

○村椿敏章委員 待機をしているわけではないとい

うことですね。

ただ、待機場所というの、何か手当てしなければならぬのではないのかなと思うのですが、その辺についてはどうなのですかね。

○佐々木司企画調整課長 陸上競技の大会中に、大型バスが、潮見コミセン第2駐車場で待機をしているという例は確認しておりません。

○村椿敏章委員 要は、待機しているということは確認していないということですね。

ただ、その弊害というか、影響がないような方策も、やっぱり考えてもらいたいなというところですね。

あともう一つは、今回の部分、今回資料を出して、資料の部分というのは、予算委員会のときに、出てこなかった資料なのかなと思うのですが、その中で、私たちもこういう資料がやっぱり出してほしいというのがあったのですね。

今回初めて見るような形になったのですが、ちょっと確認したいのは、(6)番の電力販売先、庁舎、学校、施設47施設と、それから、NGKオホーツクも一致していると。この販売する電気の量ですか、これは、どういう割合というか、何キロワットずつ販売するような形になるのかなというのが、若干知りたかったのですが、それでも。

○小田部照委員長 答えられますか。

○佐々木司企画調整課長 市の公共施設47施設と、NGKオホーツク株式会社、こちらに販売をする電力の量でございますが、直近の実績で申し上げますと、市の公共施設に向けては、約870万キロワットアワー、それから、NGKオホーツク株式会社に対しては、1,100万キロワットアワー、この程度の電力使用実績がございます。

○村椿敏章委員 いいですか。

今の部分でいくと、市の施設が870万、そして、NGKオホーツクのほうが1,100万ということですね。

大体、似たような電力量なのだなというのが確認できました。

もっとう、差があるのかなと私は若干感じていたものですから、確認の上ということですね。

私からは以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 何点か確認をさせていただきます。

3月の予算委員会でも種々やり取りした件です。

改めて確認していきますが、まず一つ、3月議会でも指摘があつて、どうなったかというところ、確認しなければいけないところがあるので、この網走電力の会社所在地は結局どこになったのですか。

○佐々木司企画調整課長 会社の所在地でございますが、呼人でございます、NGKオホーツク株式会社の事務所に構えることといたしました。

○平賀貴幸委員 落ち着くところに落ち着いてよかったのかなと思いますが、もう1点、予算委員会での説明だと、事業開始がたしか私の記憶では、令和6年度という説明だったように思うのですが、早まったというふうに思っているのでしょうか。

○佐々木司企画調整課長 事業開始の捉え方で、申し訳ありません。

年度の差異があつたかもしれませんが……。

〔「休憩お願いします」と呼ぶ者あり〕

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時34分再開

○小田部照委員長 それでは再開いたします。

平賀委員の質問に対しての答弁より。

○佐々木司企画調整課長 事業を開始する年度が、令和6年度からというところでは変わりはございません。

ただ、一部、潮見地域におきまして、蓄電池を整備し、あるいはその自営線を用いながら、直接潮見小学校、またコミュニティセンターにつなぐことで、売電はしないですが、自営線を用いて直接発電した電力を使うという取組を前倒しで行うこととしておりまして、こちらが令和5年度からの開始でございます。

○平賀貴幸委員 確認をさらにしたいのですが、売電はしないということは、北海道電力さんには売電はしないけれども、直接施設で使うので、その分の収入は発生し始めるというふうに考えていいですか。

○佐々木司企画調整課長 売電はいたしません、取次ぎ事業は開始をいたしますので、令和5年度から、収入は計上されると考えております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

資金収支計画を見ると、その事業年度全体での収入という形になっているのですが、5年度からのその収入は、この潮見の部分に限定しての収入ということになると思うのですが、その辺は

どんな、どのぐらいの収入になってくるというふうに見込んでいいのでしょうか。

○佐々木司企画調整課長 発電による売電は、令和6年度から開始をいたしますが、公共施設、あるいはNGKオホーツク、48施設への取次事業につきましては、令和5年度から始まりますので、取次収入におきましては、令和5年度から計上されます。

年間7,000万円程度を見込んでおります。

○平賀貴幸委員 年間7,000万円程度という取次収入が、この施設の部分だけでもあるということですね。

この2か所の土地の整備の部分だけで、年間7,000万円あるというふうに捉えて間違いないですか。

○佐々木司企画調整課長 供給する48施設全ての取次事業の金額でございます。

○平賀貴幸委員 全施設だということはわかったのですが、この潮見の地域の整備だけで、その金額が毎年出てくるというふうに思っているのかどうかの確認なのですか。

潮見の部分だけだとどのくらいなのか知りたかったのですけれども。

○佐々木司企画調整課長 取次事業自体が、北海道電力さんから、電力の供給を受けまして、あばしり電力が48施設に供給する際の料金でございますので、ちょっと、潮見のコミュニティセンターあるいは小学校のみの取次料というところでは、今数字を持ち合わせておりませんが、取次料による収入自体は、48施設で電気を供給する際の総額でございます。

○平賀貴幸委員 ちょっとよくわからないのですが、けれども、ちょっと聞き方を変えますが、この資料を見ると、全ての施設が完成した後の発電量があるのですけれども、この潮見の施設だけだと、発電量はどのぐらいになるのですか。

○佐々木司企画調整課長 潮見の施設だけだと、太陽光パネルの発電量は400キロワットでございますので、年間、約38万2,000キロワットアワーの電力量を発電することを見込んでおります。

○平賀貴幸委員 全体で1,500キロワットですから、そこから割合で計算すれば、何となく取次手数料は、どのぐらいの割合がこの分に出てくるのかわかるような気がしますので、そこは理解をしたということにしたいというふうに思いますが、もう一点ですね、今回その無償貸付けにすることとは、

3月予算委員会でも説明がありましたので、ここに特に異議を唱えるつもりはないのですけれども、どういった場合に無償貸付けにするのかということとは、きちんと整理していく必要は私はあるなというふうに思っております。

何らかの基準を網走市が持っていて、こういう場合無償貸付けにしているのか、網走市のフィーリングで無償貸付けにするのか、どういうふうになっているのでしょうか。

○古田孝仁財政課長 市の市有財産の貸付けに当たりまして、無償貸付けですとか、減額、安くして貸し付けるだとか、通常の基準に基づいた金額を算出して貸し付けるというのがございますが、こちらにつきましては、今回の事例で言いますと、議決を頂いて貸し付けるという案件になるところですが、こちらにつきましては、地方自治法に定められておりまして、条例で定める場合のほか、財産を交換し収支の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡もしくは貸し付けることは、議決があると。

条例があれば別ですけれども、なければ議決がいとされておりますので、今回、提案させていただいているところでございます。

そして、それ以外に条例があるのかということでございますが、条例のほうは現在、私どもは持っている中では、普通財産につきまして、市の財産条例というのがございます。

そちらの6条の中で、普通財産につきましては、無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができるということで、国または公共団体等において公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき。

あと、災害により普通財産の貸付けを受けた者が当該財産の使用の目的に、供し難いと認められるときというものが、条例のほうでは決められておりますので、議決を要しないで貸し付けるとしたら、この場合ということになりますので、今回はそれ以外のケースになりますので、議会の議決を求めるものでございます。

○平賀貴幸委員 流れは理解はできます。

逆に条例に当てはまらないので、議会の議決が必要だということなのですか。けれども、何らかの基準を私は持っておくほうが、今後のためにいいなというふうに感じているのですけれども、その辺についてはどうですか。

○古田孝仁財政課長 なかなかこういうケースというのは、たくさんあるものではございませんので、明確な基準というのは持ち合わせておりませんが、前回の例で言いますと、太陽光発電を能取ですとか、いろいろ様々なところでメガソーラーをやらせていただいています、それは無償ではございましたが、安価な、平米10円ということで貸付けをさせていただいているところですが、そういうこともその時々によって、公用性ですとか、時代が求めるものというものを、市のほうで判断いたしまして、議決を頂きながら進めるということで取り組んでおります。

なかなかそういう想定するものが、こういうもの、こういうものという想定が、現時点で、想定したものだけになるかどうかというのはわからない部分もございますので、そこは議会に提案しながら、必要性について判断していただきながら進めていきたいというところでございます。

○平賀貴幸委員 ここはまた改めて、議論する機会があれば議論する必要があると思いますが、何らかの基準は多分持ったほうが、将来的にはいいのだろうというふうに感じる場所です。

ところで、この途中、今回無償ですけれども、通常貸し付ける場合については、どのくらいの金額が生じて、この貸付け期間の間に総額で幾らになるというふうに本来だったら考えていいのでしょうか。

○佐々木司企画調整課長 通常、公共利用として4%の貸付率で貸すと仮定をいたしますと、この2筆、6,900平米を合わせまして、年間約230万円程度の貸付額になろうと考えております。

○平賀貴幸委員 年、230万円ですけれども20年でしたら、20年ですから、これに20を掛ければ金額が出てくるということなので、4,600万円ぐらいに22年であるということで、間違いなかったですか。

○佐々木司企画調整課長 そのとおりでございます。

○平賀貴幸委員 それを上回る費用対効果なり、公共性があるという判断をしたということで、今回、無償貸付けになるということです。

ですから、やはり、何らかの基準というか、目安を市としてやっぱり持つておくべきだと私は思っております、それを条例に書き込む形にするのか、要綱の中に整理するのか、さておきですけれども、議会で判断するというのも大事なことで、それはそれでいいのですけれども、何らかの形でやっぱり持

っておくと、客観性をより高めていくことがやっぱり必要だというふうに感じる場所です。

もう一点、最後に、3月の予算委員会のときに、市長の答弁だったというふうに思いますが、今回のこの網走電力の事業は、あくまでもきっかけでありスタートであって、ここにとどまらず、さらに事業は伸びていくのだということを私が質問させていただいたところ、そうだという答弁がありましたが、そこは今も変わらず、この事業は、今回示されている計画のみならず伸びていくというふうに考えていいのかなど、確認させてください。

○佐々木司企画調整課長 あばしり電力の企業ビジョンは、再生可能エネルギーの利用推進に伴う、利用推進を図ることで、地球温暖化防止、二酸化炭素排出量の削減というところを目指している企業でございますので、当然、これをかなえるために事業の拡大はしていくものと考えております。

○小田部照委員長 その他の委員いかがでしょうか。

よろしいですか。

○栗田政男委員 概要というか、ほぼ、予算の段階で審議した内容なので、決まったことをがたがた言うつもりはないので、確認だけをしていきたいなというふうに思いますが、今、土地の件は出ましたが、この潮見の土地は、古い人はみんな知っているいわくつきの土地なので、売却できない土地であろうというふうに思いますので、ここはいいのですが、ここも景観上ね、パネルが置かれるとどうなのかというのが非常に心配している部分があります。

もう一点、これは前のときも申し上げたと思うのですが、つくしヶ丘の土地なんかは、ほかの利用も十分考えられるのに、なぜ、その土地を使わなくちゃいけないのか、市はまだまだたくさんいろんな土地を持っているのですね。

だから、本当にソーラーに最適というか、逆に言うとソーラーは、ほかに活用できない土地を使うべきではないかなというふうに私は思っているのですが、その辺についての見解を聞かせてください。

○佐々木司企画調整課長 委員おっしゃるとおりでございます、市内には、まだ市が所有する土地というのは幾つかございます。

ただ、太陽光発電パネルを設置するということを前提として考えた場合、1区画当たりの面積が小さかったり、あるいは山林といったような、山であったり、傾斜がついていたり、パネルを設置する際

の造成費が、非常にかかるという土地が非常に多いわけでございまして、比較的平場で造成もかからず、ある程度まとまった面積の土地というところ、かつ日当たりも良好でというところを加味しながら考えたところ、計画の4地区をまずは選定をしたところでございます。

○栗田政男委員 景観についてはね、検討した。

それを聞かせてください。

○佐々木司企画調整課長 周辺地域からどのように見えるかというところでは非常に、様々考え方がありまして、難しいところではありますが、おおむねいいですか、パネルの反射光等の影響がないということを確認しながら選定をいたしました。

○栗田政男委員 決して景観上、パネルは素敵なものではないというふうに私は思っているの、そういう意味からもできるならば、郊外地域だとか、なるべく目の届く触らないところだとか、本来はまだちょっといろいろ規制があって使えないでしょうけれども、八坂のごみ捨て場なんかは、まさしくソーラーの適地だと私は思っています。

ほかに使いようもないですから、ソーラーの場合は、多少下が軟弱でも十分設置できますし、多少動いても、それほど影響はないというふうに考えますので、それはそれで、その方向でやるのでしょうか、ここは動かせないのかなと思いますが、私も費用対効果を考えるともったいないなあと、使える土地はまだほかにあるのではないかって、もし検討の余地があるのであれば今後考えてほしいのですが、検討した……まあ、検討しないよね、いつもね。

しないよね、する気はないんだよね、それを確認。

○佐々木司企画調整課長 今回選びました4地区につきましては、共同出資者であります、NGKさんの持っております、専門的な知見からも併せて判断をしたところでございます。

今委員おっしゃったような郊外地区の土地、具体的に八坂の処分場ということも御提示いただきましたけれども、今後、事業拡大する中で、郊外地区の土地、あるいは、今八坂の処分場というところも、検討のパネルの増設箇所、適地として検討をしてまいりたいと考えております。

○栗田政男委員 それは、土地は理解したけれども、今答弁の中にあつた、事業拡大って簡単に言っているけれども、この会社は、この事業をやるためだけにつくったものです。

それで、事業をどんどん拡大すると大変なことになりますよ。

だから、僕は出資金はやめなさいという言い方をしたのですが、出資金が、公的なものが入っているということは全て議会の承認が必要になってくる場面ではないかなというふうに、法的にどうのこうのというよりも、それが普通であります。

だから、本当に事業拡大ってね、簡単にあなたは言うけれども、そんな簡単なものではないし、この事業計画に対してこういう内容ですから我々は承認しているというような認識なので、また事業は違ってくると、また違うステージに入ってくるので、それほど簡単ではないというふうに私思います。

それはそうなのですが、せっかくやる事業ですから、地元金融機関を使うという、市内金融機関と書いているけれども、これは地元という意味で捉えていいのかな。

○佐々木司企画調整課長 地元と捉えていただいて結構かと思います。

○栗田政男委員 ありがたい話ですね。

地元というのはそんなにないのね、金融機関ね。

非常に期待する部分ですし、ぜひともそういう形でね。私は常に網走ファーストということを言っています。

できるならば網走の業者をしっかりと、企業を使っ

てほしいと。
そういう意味からすると、建設事業も、ほぼほぼ市内の業者さんがみんなそれに絡むといったら言い方あれなのですが、発注されるような予定でいるのでしょうか。

○佐々木司企画調整課長 発注先の企業につきましては現在、網走電力のほうで見積もり、あるいは積算等をしているところでございまして、まだ、事業者の選定には至っていないと伺っております。

今後、事業者の選定はこれからでございますが、太陽光発電パネルにおきましては、資材調達と併せて市内に設置をできる企業がないかと伺っております。

○栗田政男委員 まあ、そんなことはわかっているのだよね、誰もが。

誰もがわかっている話なので、設置するにしても、組立てだとか施工、まあ、配線なんかは地元の業者さんを入れる、でも、そのベースを造ったり、当然、どんな場所でも、基礎を造らなくちゃいけな

いので、そういう事業になるべく網走の企業さんを活用してやっていただかないと、市税を1,000万円突っ込んだこの事業というのは何の意味もないということを僕は言いたかったのですが、それに対しての見解はどうですか。

○佐々木司企画調整課長 どのような発注形態にするか、またそこに地元の企業が参画できる余地があるものか、よくあばしり電力株式会社と相談をしてまいります。

○栗田政男委員 そういう声かけをしないと、本当に病院のときも私言いましたけれども、やっぱり地元の業者さんが、そこにきっちり入ってやっていただくというのは、ぼくは筋道だと思います。

それは、せっかくね、こういう形で民間とコラボレーションをやっているのですから、市役所の皆さんですよ。市民のね、あれですよ。

だったらやっぱりね、できないものはしょうがない。外注でいろいろ頼まなくちゃいけないけれども、やはり、市内の業者さんをしっかりと活用して、市内でお金が循環するような、しっかりとした考え方を持って進めていただかないと、この事業の本当の意味というのはないような気がするので、それをお願いして終わります。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 ちょっと私のほうから確認したい点は、今回のこの事業、収益性を上げるということももちろんかもしれませんが、2050年のカーボンニュートラルに向けての、CO₂をどれだけ削減していくかというところが、一つ大きな目標になっているかと思います。

その中で、ここにも、環境学習の推進ということも、挙げられているわけなのですけれども、これから未来を担っていく子供たちに、そういった部分の教育的な部分で貢献していただきたいと思っていますけれども、具体的には、子供たちへの環境学習、どのような形で進めていくというところは、検討されているのでしょうか。

○佐々木司企画調整課長 現時点で具体的な内容をお示しできるものはございませんが、潮見地区につきましては、太陽光発電パネルとともに蓄電池を整備いたしますので、自営線でつなぎます潮見小学校につきましては、再生可能エネルギーを100%活用した運営が可能であると、今、シミュレーションをしているところでございます。

したがいまして、例えば学校の中に、現在の発電

量、学校で使われている電力量などが見える化、モニターか何かで表示をさせながら、電力の使用あるいは、それによる二酸化炭素の排出というものをリアルタイムで目で見て確認できるような状況をつくったり、あるいはあばしり電力株式会社様の専門家を派遣していただきながら、環境学習といったことも、総合学習の場で取り入れていけたらいいなというふうに考えてございます。

○永本浩子委員 ぜひそういったところで、子供たちの教育に対して、今までにやれなかった部分とかも、近くでこういったソーラーパネルも見ながら、そういう専門知識を持った方からも教えていただくという方向性、しっかり進めていっていただきたいと思います。

潮見小学校が一番ここでは近いところに、ソーラーパネルが造られるわけなのですけれども、できればそういった専門家の方たちを招いての学習というのを、潮見小学校だけでなく、市内の全小学校等にも広げていっていただきたいと思います。

また、この災害対応力の強化ということで、蓄電池に溜めた電気を、もし何かの災害があったときに、私たちもブラックアウトを経験して、この電力の大切さというのは、本当に心底学んだわけなのですけれども、各避難場の電力は、蓄電されたもので補えるということかと思えますけれども、その点はどのようなのでしょうか。

○佐々木司企画調整課長 蓄電池を設置いたしますのは、事業開始時におきましては、潮見地区のみでございまして、そこと自営線でつないでいる施設、今回の場合ですと、潮見小学校と潮見コミュニティセンターでございしますが、現時点においては、災害時、停電時に、蓄電池から電力を供給できる避難施設は、この2施設でございまして。

○永本浩子委員 わかりました。

この2施設だけということで、できれば、もっとほかの避難所にも、そういった形ができるようになればいいのかなと思っていますけれども、了解いたしました。

○小田部照委員長 他の委員いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第9号財産の無償貸付については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕
そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、議案第10号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明を求めます。

○古田孝仁財政課長 それでは、議案第10号及び議案資料の49ページ、資料10号を御覧ください。

議案第10号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

まず、1、目的でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画に、新たな事業の追加などを行うため、第3条第8項の規定により、計画を変更しようとするものでございます。

2の総合整備計画の概要でございますが、このたび、変更する計画は6つございまして、そのうち、計画期間が平成30年度から令和4年度までのものは、能取と平和地区で構成する能平辺地、嘉多山と越歳地区で構成する嘉越辺地、浦士別の三つの辺地の計画でございます。

残りの栄と清浦地区で構成する栄清辺地、丸万と実豊地区で構成する丸実辺地、音根内辺地の三つの辺地の計画期間は、令和2年度から6年度までとなっているものでございます。

次に、変更する計画の内容でございますが、全て事業を追加するものとなります。

一つ目が、道路整備に係る事業費を変更するものでございまして、嘉越辺地の市道、二見ヶ岡卯原内線で3,900万円、栄清辺地の市道、浦士別実豊線で2,000万円を追加しようとするものでございます。

二つ目は、教職員住宅の改修で、卯原内にございます、1棟四戸の教職員住宅と、白鳥台小学校の校長、教頭住宅の改修でございます。

改修の内容につきましては、水回りの配管の改修、あと外壁及び屋根の改修を予定しております。

対象となる辺地は、卯原内の教職員住宅が、能平辺地、嘉越辺地の二つの辺地です。

白鳥台小学校の校長、教頭住宅は、浦士別辺地、栄清辺地、丸実辺地、音根内辺地の四つの辺地でございます。

各辺地の事業費は、対象となる教職員住宅の学校にそれぞれの辺地から通学する児童生徒数で総事業額を案分し、算出しております。

追加する事業費は530万円で、内訳といたしましては、卯原内教職員住宅に係る部分が120万円、白鳥台小学校の校長、教頭住宅に係る部分が、410万円でございます。

両住宅とも今年度に改修を行うこととしております。

三つ目は、音根内辺地にございます、音根内地区福祉会館の入り口に、スロープを設置する事業費を追加するもので、事業費は100万円で、こちらも今年度改修する予定でございます。

本計画は北海道知事との協議が整っておりますので、今回御審議の上、議決を頂きました後に、総務大臣に提出することとなります。

このことによりまして、財政上有利な辺地債の発行が可能となり、元利償還金の80%が地方交付税で措置されることとなります。

説明は以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 辺地債の活用について特に異議はないのですが、参考までに伺いたかったのですが、教員住宅を改修をするということで、先ほど白鳥台の教頭、校長住宅でしたか、そこの改修整備ですけれども、それよりも古い住宅というのは、近辺にあるのですが、例えば藻琴の第四中学校とか、白鳥台も古いのですが、あと、市営住宅の裏にある教員住宅とか、そういうところが古いのですけれども、そういうところは辺地債の提供にはならないと思っていいのでしょうか。

○古田孝仁財政課長 老朽化、築年数の違いとか、そういうのはあると思いますが、辺地の対象になるかならないかというお話で言いますと、郊外地区であっても、呼人ですとか、あと卯原内ですとか、藻琴という、その場所につきましては、人口が一定数いらっしゃいますので、そちらは辺地を設定することはできません。

また、今回、卯原内にある住宅もございますが、そちらは、学校は卯原内、住宅は卯原内にあるのですけれども、そこに通ってくる、辺地の子の割合が、半分以上いけば辺地債を使えるということになっておりますので、そちらの率が、入学、卒業で、若干変動しますが、そちらの率が高いところで間違いなく使えるというところを今回、辺地債として整備させていただくということですので、今後、老朽化している施設は当然ございますので、そちらにつ

きましては、辺地債の活用も含めつつ、通常の一般財源も含めつつ、その状況によって整備を進めていきたいと考えているところです。

○平賀貴幸委員 詳細な説明で理解させていただきました。

より古いところのほうが後回しになるという状況に結果的になっているので、その辺をいろいろ、財政のほうで、より工夫と創意等期待しております。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第10号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

それではここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時06分休憩

午前11時12分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、農林水産部関係分について説明を求めます。

○佐藤岳郎農林課長 それでは、議案資料1号、5ページを御覧願います。

令和4年度一般会計農業振興費、ジャガイモシロシストセンチュウ緊急防除事業の補正予算について御説明をいたします。

1、補正の理由及び内容については、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除作業を実施した圃場の耕作者に防除協力金を支払うため、次の経費を追加するもので、令和4年度につきましては、対抗植物の植栽に協力をした耕作者に対し、10アール当たり6万1,600円の防除協力金を支払いするもので、対象者は10戸、面積は43.7ヘクタールとなりまして、報償費2,692万円を追加補正するものです。

2の補正額につきましては、(1)歳出予算が、補正前の額202万2,000円、補正額が2,692万円、全額が道補助金となりまして、補正後の額を2,894万2,000円とするものです。

(2)歳入予算の道支出金については、補正前の額が172万2,000円、補正額が2,692万円で、補正後

の額が2,864万2,000円でございます。

説明については以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○栗田政男委員 数字についてはいいのですけれども、どうなのでしょう、シロシストの今の状況というのは、大分収まりというか、いろいろ努力されて、かなり縮小しているというふうに思うのですが、どういう状況にあるのかということと、なぜそれを聞いているかということ、今、ビートのほうが、先行きが不透明で、なかなか砂糖が余っているみたいな報道等がございまして、農家の皆さんも、今後ビートというのを、どういうふうにやっていこうかなって、悩んでいる今真っ最中なので、そういう意味からしても、やっぱり三作のジャガイモの行方というのは非常に大事なもので、それも含めてちょっとお聞きしたいのですが。

○佐藤岳郎農林課長 ジャガイモシロシストセンチュウの防除の経過ということでございますけれども、まず、今年につきましては、昨年度の要防除面積が、51圃場で222.26ヘクタールとなっております。

それに対して、令和3年度ですね……ごめんなさい、令和2年度末の要防除面積、それが令和3年度の防除面積として、33圃場で134.52ヘクタールを実施をいたしまして、この中で検出限界以下となった圃場、それから面積につきましては、24圃場で106.15ヘクタールとなっております。

これは、圃場数でいくと73%、それから、面積でいきますと79%の防除効果となっております。

これを受けて、令和3年度末の要防除面積についてですけれども、27圃場、166.1ヘクタールということでございまして、高い防除効果が出ているところでございます。

今までの防除の結果についてということでございますので、今までの確認された以降の数字についてですけれども、合計が217圃場、892.04ヘクタールで今までジャガイモシロシストセンチュウが確認をされておりまして、その中で、今、109圃場、775.93ヘクタール、これ圃場と面積ともに87%から88%が、もう既に防除されたという結果となっております。

○栗田政男委員 効果があったということなのですが、今回の防除するところには補償ということなのですが、防除は、今までのように、抵抗というか、

何ていうのでしょうかね……。ポテモンだとか何とかって言いましたよね。ああいう作物を植えた上で、またいつもどおりの同じやり方でやるのでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 昨年もそうですし、令和3年度も令和4年度も同じなのですけれども、ポテモンの植栽をしまして、防除を行っていくということで決定しております。

○栗田政男委員 同じやり方ね、理解しました。抵抗品種を開発というのが、多分進んでいるのでしょうか、その状況というのはどうなっているのでしょうか。

○佐藤岳郎農林課長 抵抗性品種は今、G p、G rの抵抗性品種ということで、フレアというのが開発されております。

ただ、このフレアについては、農家さんの評価ということでございますけれども、やはり、小粒でかつラインマーカー、でん粉価のほうも低いと。

それと、あと土こぼれがあまりよくないということで、ちょっと、次の品種をまた開発というか、導入するということで、北海道とも確認をしているところでございます。

○栗田政男委員 それが、やっぱりね、救世主というか、進まない、最終的にはこの問題というのは解決できないのかなというふうに思うので、これは、開発してから5年ぐらいなんか聞くとかかるらしくて商品化、なおかつその収量を上げるためにはまだまだ改良していかないと駄目だという農業支援試験場等のお話があったので、難しい問題ではありますが、今後とも、やっぱりできることは市としてもしっかりとフォローアップしてあげてほしいなというふうに思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、農林水産部関係分は、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

次に、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、広域観光振興事業、女満別空港整

備利用促進協議会負担金について説明を求めます。

○田端光雄観光商工部参事 それでは、議案資料6ページを御覧ください。

令和4年度一般会計観光振興費、女満別空港整備利用促進協議会負担金の補正予算について、御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、女満別空港整備利用促進協議会が行う、旅行会社へのツアー造成の支援に係る経費の一部を負担するため、次の経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容といたしましては、女満別空港整備利用促進協議会への負担金として、168万円を計上するものでございます。

次に、2の補正額の歳出予算は記載のとおりで、補正前の額72万円、補正額168万円、補正後の額240万円、財源は全て一般財源でございます。

3の事業の概要でございますが、女満別空港整備利用促進協議会が、航空需要の拡大と、地域への誘客促進を目的に、新型コロナウイルスワクチン接種証明、またはPCR検査陰性証明の提示を条件とした、感染症リスクを低減したツアーの造成、販売を行う旅行会社へ支援をするものです。

以上で説明を終わります。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○栗田政男委員 何度もこういう系統はあるのですが、内容が全然わからないので、どういうツアーをどういうふうにしてどうやるのか、それに対する、ここで負担比率、総事業費は1,200万円ですよね。その14%を網走市が負担するというのですが、そのツアーの内容と、どこの旅行会社にどういうふうにするのかというのを教えていただけますか。

○田端光雄観光商工部参事 本支援策は、女満別空港を出発、到着する、どちらの団体ツアーも対象にしております。

支援額につきましては、2泊3日以上ツアーで、参加人数が31名以上に対して15万円、参加人数21名から30名に対して10万円、参加人数が20名以下のものに対して5万円の支援をいたします。

また、女満別空港到着のツアーに対しては、オホーツク管内の交通事業者を利用する条件も付しております。

○栗田政男委員 つまり、旅行会社を限定しているというわけじゃなくて、女満別空港を活用したところに補助してあげるための、あれだってことです。

ね。

そういうふうを書いてないので、ちょっと意味が、どこかに特化してやるのかなと思ったので、そういうことではないという理解でいいですね。

○田端光雄観光商工部参事 委員おっしゃったとおり、旅行会社を限定しているものではございません。

○栗田政男委員 つまり、旅行会社をあれしなないということは、航空会社も別に指定しているわけじゃなくて、女満別に入ってくるものは、どこの会社でもオッケーだということですね。

○田端光雄観光商工部参事 今、委員おっしゃったとおり、航空会社も限定しておりませんので、全ての路線が対象となり得ます。

○栗田政男委員 理解しました。

ちょっと確認なのですが、多分前に説明を受けていると思うのだけれども、ごめんなさいね。整備利用促進協議会というのは、主体となっているのは、どこにあって、どういう組織なのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 整備利用促進協議会につきましては、女満別空港が所在する、大空町、会長が大空町長でございますが、中心に、当市や北見市など、近隣の合計11の自治体と議会、経済団体など、合計20の構成員となっております。

○栗田政男委員 ありがとうございます。

○小田部照委員長 他の委員、いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 今、説明があったので、ある程度理解できたのですが、想定する対象になる人数というのは、どのぐらいの人数になるというふうに、市では考えているのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 想定される人数は、総額が1,200万円という予算でございまして、ツアーの構成内容、人数によって上限があるものですから、そこについては今後の申込み状況によって、増減があるものというふうに理解しております。

○平賀貴幸委員 増減があるのはわかったのですが、目標とか、目安とか、そういうのはないですか。

○田端光雄観光商工部参事 参考までにですが、昨年、大空町予算で200万円ほどの負担で実施いたしまして、その場合、約560名ほどの御利用があったというふうに伺っております。

予算額については、おおむね6倍になっておりますので、先ほど申し上げたとおり、ツアーの構成人

数によって変わってまいります、予算が全て使われたとした場合に、3,000名ほどの助成になるのではないかというふうに想定はしております。

○平賀貴幸委員 一つのきっかけ、起爆剤になる人数なのかなというふうに思いますので、事業としてはしっかり進めていただきたいと思います。

ところで、こういう団体旅行も大事なのですから、以前からもそうですし、このコロナ禍で、個人客の動向というのはもっと大事に、さらに大事になってきたと思うのですよね。

紋別市さんなどでは、報道でも結構出ていますけれども、紋別タッチですか、空港に行ったら帰ってくるだけみたいな、そういうのに予算を付けて、個人客の誘客だとか、そういうようなことを、いろいろやっていたりするのですが、網走市の予算を見ると、特にそういうのは見受けられないような気がするのですが、その辺はどんな考え方なのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 網走市の予算といたしましては、当初予算で女満別空港を利用する促進事業というものがございまして、そちらで個人のお客様にも御利用いただけるような助成制度ですとか、例えばビーチを御利用いただく方向けに、網走の観光をPRするような動画を配信するというような事業を実施することで、今、準備をしておりますし、一部進めております。

○平賀貴幸委員 やられているということなので、動向を見ながら対応して、状況を見させていただきたいと思いますが、こういった事業とうまく絡みながらやっていただければと思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 感染対策を軽減している、そういったツアーの造成をやっている、旅行会社の支援ということになってはいますが、対象としては、6月10日からインバウンドも少しつつ解禁になってきてはいますが、国内の日本人の方でも、そういうインバウンドの方たちのものでも、軽減対策を取っていればというくくりになるのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 本助成制度は、基本的には国内の旅行会社さんを対象としておりまして、御利用の実態としては、日本人観光客の方へのみになるというふうに想定はしております。

在住の外国人の方は御利用いただけます。

○永本浩子委員 了解いたしました。

このインバウンド関係は、これからの動向も見ながら、次の段階でいろいろと考えていくという考え方でよろしかったでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 インバウンド関係は、女満別空港整備利用促進協議会では今後議論がなされていくというふうに思っております。

○永本浩子委員 了解いたしました。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

○古田純也委員 網走市の負担割合が14%という、積算された根拠というのは。

○田端光雄観光商工部参事 各市町の負担割合につきましては、女満別空港整備利用促進協議会事務局において、人口規模ですとか、観光客数、宿泊入込数、事業実施による享受する利益などの要素を勘案して、14%という割合を算出されたということで伺っております。

○古田純也委員 はい、わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、観光PR事業、観光需要喚起プロモーション事業について説明を求めます。

○田端光雄観光商工部参事 それでは議案資料7ページを御覧ください。

令和4年度一般会計観光振興費、観光事業喚起プロモーション事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、低迷している観光需要の喚起対策として、国内外に向けて、近隣自治体や地域DMO等と連携し、旅行会社などへの地域プロモーションや、観光客受入れ体制の整備を行うため、次の経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容といたしましては、プロモーションに係る旅費42万円、イベント用ノベルティの需用費として10万円、イベント用物品の送料として4万円、近隣自治体との連携事業及び地域DMO観光PRに対する負担金361万円の、合計417万円を計上するものでございます。

次に、2の補正の歳出予算は記載のとおりでございまして、補正前の額ゼロ円、補正額417万円、補正後の額417万円、財源は全て一般財源でございます。

以上で説明を終わります。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○永本浩子委員 すみません、この近隣自治体ということですが、先ほどの女満別空港のほうは、15自治体ということですから数が多かったのですけれども、この観光プロモーションに関しては、近隣自治体というのは、どういう自治体になるのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 近隣自治体に関してでございますが、これまで釧路市、帯広市や北見市と行政間で連携してまいりました、ピーチの女満別釧路相互イン・アウトによる周遊を促進させるプロモーションや、台湾を中心とする東アジアの国々に向けたプロモーションを実施してまいりたいと考えております。

○永本浩子委員 そうすると、釧路、帯広、北見というところと連携を取ってということで、わかりました。

そして、網走市の負担分というのが361万円ということですが、全体の額というのは、幾らぐらいになるのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 網走市の負担分につきましては、釧路市、帯広市と連携する事業について150万円、北見市と連携する事業について80万円を予定しております。

○永本浩子委員 それは、網走市の負担分ということですね。

でも、361万……150万と80万を足すと、230万ですが。

○田端光雄観光商工部参事 今申し上げた150万、80万以外の金額につきましては、網走市観光協会が実施する、観光プロモーションに対する負担金という扱いになります。

○永本浩子委員 わかりました。

そして、私がお聞きしたのは、全体の金額とか、どういった規模の金額の中の、網走市の負担になるのかなということで、釧路、帯広のほうのプロモーションの金額、北見、網走でやる金額というのを、ちょっと教えていただければと思ったのです。

○田端光雄観光商工部参事 釧路、帯広と連携する事業につきましては、総額おおむね750万程度の予算額になりまして、そのうちの150万円に北海道の交付金を100万円交付を受けまして、250万円、3分の1の負担になります。

北見市と連携する事業につきましては、総額800

万円の事業でございまして、北見市が拠出する分、それと国からの交付される金額がございまして、800万円のうちの80万円を、網走市が負担いたします。

○永本浩子委員 よくわかりました。

そして、このプロモーションする先というところなのですから、今回こういったところを狙っているのでしょうか。

○田端光雄観光商工部参事 プロモーションのターゲットでございしますが、女満別空港への直行便就航地であります、札幌ですとか、あるいは東京で開催される旅行博の出展を考えております。

インバウンドにつきましては、北海道に来訪意欲が非常に高い、台湾を中心に考えておりますけれども、台湾国内の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、日本への入国が可能な国にシフトすることも検討しております。

○永本浩子委員 日本人をまずはターゲットで、さらにはインバウンドもということで、本当に世界の中で一番最近で旅行に行きたい観光地として、ナンバーワンが日本だったということで、世界もやっぱり日本に目が向いている時かなと思いますので、そういったところも逃さないように、ぜひまた取組をお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがでしょうか。

○栗田政男委員 説明を聞いて大体わかってはきたのですが、こういう系統、以前にもいっぱい出て、プロモーションをやっていたみたいです。

何かよく見えないのだね。

本当にどこに行って、何をするのかというのがしつかり、ここは、これ広域でやるということなので、なかなか当市だけの話ではないのですけれども、もうちょっと、やはりどこに行って何をやって、どういう成果を求めるのかというのが伝わってこないのですよね。

ぼやっとして、額はどのこのというよりも、必要なことですからやらなくちゃいけないと思うのですが、成果がしっかりリターンされないと、僕はやっぱりやる意味がないと思っているので、もうちょっと説明も含めてね、上程の仕方のもうちょっと考えてもらったほうが、僕は……ちょっとぼやっとしているし、何をやるのかというのが見えてこないのですよ。

この議案書を見る限りは、どうでしょうか……そ

れについて。

○田端光雄観光商工部参事 今、議員御指摘の件でございすけれども、プロモーションの内容ですとか、ターゲットがぼやけているということに関しましては、今後、プロモーション、コロナの状況によって、プロモーション先が流動的であるということもございすし、そういった点を観光協会ですとか、連携する自治体とよく協議をしながら、進めていきたいというふうに考えております。

○栗田政男委員 まさしくコロナ禍という、アフターコロナというか、少しずつ解禁になっていますから、海外旅行も少しずつは進んでくるだろうし、もしかすると、ばあっと押し寄せてくる可能性もなきにしもあらずで、民間のこういう観光業者は、それに備えて準備をして、どんどん進めているとか、調整をしている今最中なので、非常に大事だと思うのですが、例えば、海外にプロモーションに行って、本当に成果が出るのかなというのが、正直な気持ちでは私があります。

もっと違うやり方が、今の時代だったらあるのではないかと。

旧態依然とした、みんなで行って旗を振ってきて、よろしく願いますというのが、本当に成果が出るのかなというのが、すごく私自身も考えるのでね、そういう変革に、きちんと合わせた形の成果のある、こういう事業であってほしいなということを希望して、この程度でやめますけれども。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、観光商工部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

それではここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時40分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、港湾管理運営事業、港湾安全利用

対策事業について説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案資料の8ページ及び別に送付しております、資料1号港湾安全利用対策実施図を併せて御覧ください。

令和4年度一般会計港湾管理費補正予算、港湾安全利用対策事業について御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容についてでございますが、網走港の安全な利用環境確保するため、960万円を追加補正するものであります。

経費使途といたしましては、役務費として46万2,000円、委託料として413万円、工事請負費として500万8,000円、合計で960万円計上しております。

役務費については、規制対象水域の周知に係る広告料、委託料は、対象水域の監視業務に係る経費、工事請負費は、規制対象水域を周知する看板及び浮標灯を設置するための経費を計上しております。

2の補正額であります、記載の款項目、事業名に960万円を追加補正するものであり、財源は全額一般財源になっております。

監視業務及び看板、浮標灯の設置箇所につきましては、資料1号、港湾安全利用対策実施図を御覧ください。

以上です。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時46分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

ただいま、補正予算について説明を受けたところでありますが、併せて議案第8号網走市網走港の安全な利用の確保に関する条例制定についても、併せて説明を求めます。

○梅津義則港湾課長 議案資料43ページ、資料8号を御覧願います。

議案第8号網走市網走港の安全な利用の確保に関する条例制定について御説明を申し上げます。

1の趣旨でございますが、最近の網走港における釣りを目的とする小型船舶等の危険な航行や、ミニボートの水難事故の状況に鑑み、同港の一定の水域について、小型船舶等の進入を規制する措置を講ずることにより、同港における船舶交通の安全を確保し、水難事故の防止を図るため、当該条例を制定しようとするものです。

2の内容でございますが、第1条で目的、第2条でこの条例での用語の定義、第3条から第6条で、市長などの責務と関係機関等との連携、第7条から第9条で規制対象水域への侵入の許可に関わる規定、第10条で、実効性確保のための連携、第11条で規則への委任規定を定めているものです。

具体的には、議案資料の45ページの規制対象区域図にあります、網走港新港の防波堤や、埠頭でおおむね囲まれた水域を規制対象水域とし、遊漁船、プレジャーボート、モーターボート、ヨット、水上オートバイ、ミニボート、櫓櫓のみをもって、運転する船舶、通称手漕ぎボートと言われているものですが、その他の総トン数20トン未満の船舶、及び海技士免許を要しない小型船舶を対象船舶とし、それらの船舶が、規制対象水域に許可なく侵入することを原則的に禁止しようとするものです。

なお、漁船や貨物船については、漁船法や海事法を熟知し、航行上の一定の規律が期待できることから、規制の対象外となります。

また、国や地方公共団体などの公共事業のために入港する船舶や、国や地方公共団体、独立行政法人等が所有する船舶についても、所定の規律が期待できることから規制の対象外となります。

対象船舶が規制対象水域に進入しようとする場合は、市長の許可を受けなければならないこととし、釣り目的の場合や、規制対象水域を安全に航行することが困難なミニボートは、許可をしないこととしております。

罰則についてでございますが、この条例案には罰則を規定しておりませんが、無許可の侵入に対しては、違反者に対する厳重注意や警告を行うとともに、そういったことを繰り返す悪質な事例については、軽犯罪法の適用につなげるため、警察や海上保安署などと連携し、規制の実効性を確保する規定としております。

この条例は、令和4年8月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○永本浩子委員 昨年12月の一般質問では、ミニボート、プレジャーボート、大変危険な釣りをしているということで、網走港内に入ってくる漁船や、そういった貨物船等にも、本当に近いところまで来ていて、ニアミスということも現実起こっている。

去年は、漁船との関係ではないですけれども、このゴムボートで、サケ釣りをしている方が2名亡くなっているということで、実際にそういった死亡事故も起きているということで、早くこの対策を取っていただきたいということで言わせていただき、本当に速いテンポで審議会も進めていただいて、秋のサケ釣りに間に合うような形で、条例をつくっていただけたということは、本当に感謝しているところなのですけれども、やはり、一番ちょっと問題になるのが、この罰則規定が今回、入らなかったというところかと思うのです。

審議会の議事録等も読ませていただきますと、やはり国から管理委託を受けている部分については、市としても、様々なことができるけれども、今回、そこだけだと、要するに、全体を取り締まることができないということで、基本的に国のほうに権限がある区域に対しても、一律で規制をかけるということで、なかなかこの罰則規定を入れるのは難しかったような内容が書かれてあるわけなのですけれども、この罰則規定ができない中での規制がどこまでできるのかというのが、非常に心配なところなのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

○梅津義則港湾課長 この条例の基本的な骨格でございますけれども、大学教授や弁護士、その他の有識者で構成をする、網走港安全利用対策推進委員会の議論を踏まえたものとなっております。

委員会の中では、今、永本委員からお話がありましたとおり、港湾施設に含まれる水域と、含まれない水域の両方に及ぶ規制対象水域ということでございまして、そこに対する進入規制の違反者への罰則については、慎重な検討を要するという意見と、ぜひ導入をしてもらいたいといった意見の両方があったというふうに承知しております。

また、慎重な検討を要するという意見の中には、航路内に停泊してしまうような、悪質なケースには罰則を検討できるのではないかとといった、様々な意見がございました。

しかし、罰則を設けるとすると、地方検察庁との事前協議が必要となるということがございまして、今回、委員になっていただいている弁護士の先生から、釧路地方検察庁のほうに問い合わせをしていたところ、新設条例であれば、少なくとも1か月から2か月の協議期間を見てほしいといった回答があったという報告を受けております。

条例制定後に一定の周知期間というものを設けな

ければならないということも考え合わせますと、今シーズンの、秋サケシーズンの到来に間に合わなくなるという可能性も高くなるということで、まずは規制措置を早急に導入することが、最優先ではないかということで、意見の集約ができたものというふうに理解しております。

また、本条例の中に罰則を設けなくても、厳重注意や警告、さらに、軽犯罪法の適用もあり得るということをお示しをいただいております。

市としては、そういった御意見を踏まえまして、今回の提案としております。

その上で、無許可の侵入に対しては、違反者に対する厳重注意や警告を行うとともに、悪質な事例については軽犯罪法の適用につなげるために、警察や海上保安署への通報をすることとして、規制の実効性を確保してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○永本浩子委員 軽犯罪法の適用もできるということで、陸地の部分に関しましては、立入禁止区域というのが、私もかなりの範囲できちんとそれが設定されて、それがあつたために、警察の方とかが禁止区域に入っている方には、1回警告をして、それでもやめなかった2回目以降に関しては、きちんと軽犯罪法を当てはめる形で取り締まることができたということで、非常に効果があったということは、議事録を読んでもよくわかることなのですけれども、その陸地だと、釣りをしている人と会話もできるし、氏名も住所も聞ける、2回目ですよねということも、はっきりそういったことをもとにして、言えると思うのですけれども、水域ということで、ミニボートとか、入り込んでプレジャーボートとかの人たちに対して、警告とかというのが、なかなか難しいのではないかと思いますのですが、その点はどうなのでしょう。

○梅津義則港湾課長 委員のおっしゃるとおり、市のほうでは船を所有してはおりませんので、水域にいる方について、直接、その場に行つて、何か書類でやり取りをするですとか、そういったことは実際には難しいと思いますけれども、今回、先ほど補正予算のほうでも説明させていただいた業務の中に、パトロール業務というか監視業務というのを入れているわけですが、そういった中には拡声機なり、車載のスピーカーを使った警告ですとか、あと、スポットライトなどで照射をして、警告するといったようなものも検討しておりますし、同時に撮影機

材なんかも用意をいたしまして、証拠になるような映像を撮っていくといったようなことも考えてございます。

やはり、一度入ったからすぐというのは、現在、陸においても難しい状況だとか、警察のほうでも1回入っただけですぐに検挙というようなことにはつながってはいないわけですが、一度入った方については、それなりに、立ち入ってはいけないのを認識しながら入ったということを認めていただいて、次回入ったときには検挙というようなことを、現在やっていただいているわけでございますが、やはり同様の手続が、今回についても必要かと思いますので、パトロール業務において、例えば、どこで船を上げている方だとか、そういったことは、何回かそういった現場を押さえないといけないと思うのですが、証拠固めをしながら、悪質なケースについては警察や海保さんと一緒に行動をしていきたいというようなことで、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○永本浩子委員 本当に、ちょっとなかなか陸地と違って水域ということで、その辺のやっていらっしゃる方の確定とか、1回目なのか2回目なのかという、そういったところも難しくなってくるかとは思います。

市のほうでヒアリングをしていただいている、今、管理業務の委託している方の話も載っていますが、やっぱり危険なのでやめるように促しても、ルールを守っているとか、ルールにのっとってやっているなどと主張して、移動しない者も中にはいるとか、やっぱり、相手自体が、どういう人なのかとか、結構、陸で釣っている人は、地元の人とか、近隣の人が多いような気がするのですが、このミニボートとか、プレジャーボートとかを使って、釣りをして、ちょっと規則違反的なものもやってしまう人って、意外と道央のほうからとか、結構遠いところから来て、そして帰ってしまう、1回注意しても、1回帰ってしまう、1年たったらまた、同じことを繰り返すようなことというのも、十分考えられるかと思うのですが、その辺のところはどうなのでしょう。

○梅津義則港湾課長 やはり、海上保安署さんの調べ、調査でも、70%以上は市以外の方、地方からの方が来ているというようなお話がございました。

やはり、釣りに関しては、網走市民に周知すれば

いいというものではなくて、北海道にあるいは全国的に知っていただかなければいけないというふうに考えております。

今回の規制の条例については、そういった意味でも報道、釣り関係の新聞ですとか、雑誌、あとは、SNSによる発信などをして、広域的にやっていかなければならないというふうに思っております。

1回目入って、その後また1年後ということでございますけれども、そこは警察さんのほうとも相談はいたしますが、1年のうちに1回入ったから、2回入ったからということではなくて、その辺は記録として残していただけるものというふうに理解しておりますので、そういった点では、今の陸域の対応と同じような対応をしていただけるのではないかと、考えているところでございます。

○永本浩子委員 なかなか難しい問題だと思います。

そして、例えば、夜中の2時、3時、まだやっぱり暗いうちに、これまでも、本当に漁船のすぐそばにボートが近づいてきて、ニアミスになるところだった、そういう暗いときにも、灯りもつけず、旗も立てずという、そういう悪質な方も結構いらっしゃるというのが、現実にはいらっしゃるということで、漁組のほうもそういう状況で、この波で、ゴムボートのほうが、もちろん漁船、船舶に比べると本当に小さいわけなので、ちょっとした波でひっくり返ってしまうと、そこに万が一、死者が出てしまったというふうになると、漁船側、船舶側の責任も問われてくるということで、その辺を非常に心配されてるわけなのですけれども、その辺は、夜中とか、この管理委託する委託料というのは、今回の予算になっているのだと思うのですが、24時間体制でやっていただくということで、まずそれはよかったのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 今回の補正のほうで委託料413万円を計上させていただいていますが、こちらが、規制水域侵入監視に係る業務委託料ということでございまして、こちらのほうの内容といたしましては、8月の中旬から11月の中旬にかけての3か月間、毎日、月曜日から日曜日まで、毎日2名の方を雇用いたしまして、早朝の3時から8時までの5時間ですね、こちらの時間帯で監視あるいは、警告などをしていただくような用務で考えております。

その他の時間帯につきましては、通常の今の港湾の管理の中でのパトロール業務等もございまして、

平日等であれば、我々も出勤しておりますので、我々が対応するといったようなことも考えているところでございます。

夜中で暗いうちということでございますが、車両も借り上げた上で、スポットライトなども用意しながら対応していくのと、あと、今回、規制対象水域の南外防波堤側って言うのですかね、ポンモイの鰯浦寄りの側の規制水域がわかりにくいのではないかなというなお話もございましたので、そちらについては浮標灯を浮かべて、対象水域がわかりやすいような形でやっていきたいというふうに思っております、その浮標灯については、夜、暗い中では点滅などをするような形に、工夫をしまいたいというふうに考えてございます。

○小田部照委員長 質疑の途中ではありますが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は1時といたします。

午後0時07分休憩

午後1時01分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

永本委員の質問から。

○永本浩子委員 すみません。

それで、先ほどの質問で、管理委託をするところの方が、午前3時から8時までは2人体制で、明け方のそういったところも管理していただき、その後は通常の形でということだったわけですが、そういうときに、注意をして、悪質な場合というのは、警告とかそういった部分に関しては、警察との連携とかというのは、どういうふうになってくるのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 これまでの審議過程ですとか、この条例を策定する過程に当たって、その辺は警察さんですとか、海上保安署さんのほうと相談をさせていただきながら行っております。

警察さんとかにつきましても、条例が制定になれば、警察さんも、海保さんですけれども、それに従って、協力していただけるということではお話は頂いているところでございます。

軽犯罪法ということで、陸域のほうで今やっておりますけれども、そういった形での刑というか、そういった形で同じようにやっていただけるかということでも、確認をしているところでございます。

○永本浩子委員 多分この時間帯、昼間だと、まだ目視で、ゴムボートがいるということ、船に乗っていらっしゃる方の管理する側のほうも見やすいか

と思うのですけれども、この明け方近くの、暗くて、本当に先がよく見えないようなときに、ライトもなしで、ゴムボートが気がついたらもう本当に近くにいたという、そういう事態になったときに、こちら側の岸から警告、注意をしたとしても、すぐにそれでよけてくれればいいけれども、よける前に転覆してしまうというような、そして、事故につながるということも十分考えられるので、この暗い時間帯には、本当に注意を払って、事故が起きてからでは遅いので、そういう点をしっかりやっていただきたいと思います。

そして、実効性がなければ、厳罰ということも考えられるという、そういうようなニュアンスが最後のほうでは、この議事録を読むと載っているわけなのですけれども、やっぱりそのためにも、きちんとしたこの記録という体制を、実態をきちんと記録していくということが大事になってくるかと思うのですけれども、そういったところの体制は、どのようになっているのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 記録ということでございますが、委員のおっしゃるとおり、記録をしていくということは大事だと思いますので、その辺、今後、この補正が成立して、予算等が可決になりましたら、その辺は委託する事業者さんと詰めて、しっかりやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○永本浩子委員 今回はこういった形で、一つ条例が具体的になったわけなのですけれども、まだまだこれで終わりではないと思うのですね。

そして、やってみて不備だった点とか、もっとこういうふうにしたほうがいいのかと思う点等も、きちんとやっぱりこれからも継続して検討しながら、本当にやっぱり罰則をきちんとしていけないと、現実にもう、そういうニアミスが起きているということなので、これで終わりではないということで、やっていっていただきたいと思います。

そして、この審議会もなのですけれども、まだ、これで最終的に終わったということになるのでしょうか。

それとも、今回の8月中旬から11月中旬までの、初めてのこういう体制をやっていく中で、改善点とか、今後の方向性とかというのを、これからもまた審議をするような形になっているのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 今回の、網走港安全利用対策推進委員会ですが、委員の任期は2年ということな

ってございまして、2月の14日に2名委嘱しておりますので、それから2年間ということが委員としての任期ということでございますが、今回、2月14日に諮問をいたしまして、答申を5月27日に受けているわけですが、取りあえず今回の委員会は、これで終わっているということなのですが、今後、経過等を見ながら必要があればまた参集いただくということも、あり得るのかなというふうに考えているところでございます。

○永本浩子委員 本当に、今回もスピーディーに対応していただいたわけなのですが、この後も、やっぱり初めてやることなので、そして、他のところでは、あまり例のない網走港自体の成り立ちが、ちょっと他のところでは見られないような形態なので、初めてやっていく中で、問題点があればスピーディーに対応していくということが、やっぱり大事だと思うのですね。

漁組の組合長も、やっぱり今回の知床でも見られたように、非常に事故の可能性が高いというふうにも既に予見されている、現状でのこういった取組でするので、やっぱり、ちょっとこれは改善したほうがいいかなとか、そういった点があれば、スピーディーな対応をお願いしたいと思います。

実際に、この事故が起きて、死亡者が出てしまったりしたら、それこそ大変なことになると思いますので、そういった点は、どんな心づもりでいらっしゃいますでしょうか。

○梅津義則港湾課長 本条例可決後でございます。

可決いただいた後の話でございますが、補正予算に準じた形で、看板の設置ですとかポスターを掲示したりですとか、SNSでの発信ですとか、あと報道や雑誌関係での周知、そういったものを考えております。

今後、そういった形でやっていきますけれども、委員おっしゃるように、何か改善点等が見受けられれば、そういったところは、スピーディーに改善をしながらやっていきたいということで、考えているところでございます。

○小田部照委員長 永本委員、ちょっとお待ちください。

○立花学建設港湾部長 すみません、私から少し補足させていただきたいのですが、今回、条例それから今回の対策、これで、全て安全が確保されるということについては、私たちとしては、実効性として、これからが大事だということだと思っております。

ます。

今、梅津課長からお話があったように、最初にやはり、規制がかかっていますということの周知、これが非常に大事だなと思ってございまして、協議会で御説明した図面の「安全利用対策実施図」この中で、ポンモイ海岸であるとか、モヨロ地区の左岸、それから二ツ岩の「花・水・木」前、ここに看板を設置するのですが、これまで状況を見ていると、この3か所からミニボート等の出港が確認されて、一番多い箇所だということで確認されています。

今回、周知をするに当たって、いろんなSNSであるとか、新聞広告で周知はするのですが、やはり実際にこれからミニボートに乗っていくような方に、直接周知をするのが効果的かなというふうに思っておりますので、実際にお盆明けから、実際にサケが釣れる時期に合わせて、この周知活動というのを、まずは徹底していきたいというふうに考えています。

その点については、海上保安署さんであったり、警察の力、それから漁組さんの力も非常に必要になってくるということもありますので、連携して、この網走港の安全の確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、いろんな手段を考えていく中で、足りない分については、先ほど永本委員からお話あるように、スピーディーに対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○永本浩子委員 ありがとうございます。

本当に、今回の難しい点というのは、港湾法、港則法という法律の部分と、あと来る方が、地元から、近隣からの、同じような方が来るのではなくて、本当に道央とか、そういったところから1回だけとか、そういう方がかなり多く、釣るだけ釣って帰って、それっきり来ないとかという、そして来年になるみたいな、その辺のところがとても大変な部分だと思いますので、ぜひその点も、よく連携を取りながら、そして、相談体制もきちんと残しながらやっていっていただきたいと思います。

そして、もう一点、今度は釣る側の、今回この審議会にも、釣る側の代表の方も出てくださっていました。

こういった形で、この進入禁止区域ができて、警告とか注意を受けて、そこから出たときに、出された人たちが次どこで釣るようになるというふうに、お考えなのではないでしょうか。

○梅津義則港湾課長 今回の委員会の中には、日本釣振興会の代表の方も、審議会のほうに入っていたきまして、やはり、規制をかける一方で、釣り場の確保という点でも、審議会の中ではお願いをされたといったような経過がございます。

また、新たな釣り場の確保につきましては、パブリックコメントなんかにおいても、6件中4件の意見で、釣り場の確保、あるいは、有料化による第4埠頭の開放などについての意見が寄せられているところではありますがちょっと網走港の中で、限られたスペースの中で、新しい釣り場の確保をするというのは、非常に厳しい面がございます。

網走市全体あるいは、北海道なりもっと広い範囲で考えていかなければならない課題だというふうに、捉えているところでございます。

○永本浩子委員 なかなか難しい問題とはもちろん思いますし、でも来た方にとっては、サケ釣りをしたくてわざわざボートを買って、ここまで車で来るわけで、その進入禁止区域というところが設定されて、ここは入っちゃいけないところですからということで出されて、わかりましたということで、そのまま、じゃあ何の釣りもしないで帰るのかっていったら、そうはならないのではないかなというところが、ちょっと大変危惧するところなのですね。

だから、その辺のところの対応も、今回苫小牧のほうで、初めて港が有料の釣り場になったというのが報道されていましたが、苫小牧の場合は網走とは全然状況が違いますし、網走はやっぱり釣る魚種がサケということで、漁業者の方がきちんとわりわいとして、漁をしているものと同一魚種を釣って帰っていくというので、そういう面でもいろいろと難しいところがあると思うのですが、ただやっぱり釣りに来た人が出された後、どうするかって、市としても、どういうふうに持っていったらいいのかということも、もう少しまた検討していただく必要はあるのではないかなと思いますが、結局、この審議会では、そこら辺の結論というのは出なかったわけですかね。

○梅津義則港湾課長 今回の審議会については、基本的には、やはり港内の安全の確保、船舶交通の安全の確保ということに主眼を置いて行われておりまして、先ほど言った、委員からもそういった意見が出されてはいたのですが、実際具体的にどこでかというような具体的な、なかなかそういった出口というのは、見つからなかったというところでござ

います。

例えば、ウトロで言えば、ライセンス制で釣る仕組みもございますし、そういった砂浜から釣るすとか、釣っていい場所もありますので、そういったルールを守った中でやっていただきたいということで、お願いするしかないのかなというふうには思っております。

○永本浩子委員 ライセンス制の形を取り始めたウトロのほうも、やっぱり試行錯誤しながらだと思うのですが、そういったところもちょうと参考にしたり、こういうところなら、きちんと釣れば、釣っても大丈夫なところは、こういうところがありますよという案内も、もしかしたら必要なのかもしれないなとも思っております。

また、ゴムボートを売る側ですよ、今度はね。

売るときに、やっぱり船舶免許が要らないので、そして意外と手頃な値段で買えるということで、今すぐく、はやるようになったのではないかなと思うのですが、現実にはライフジャケットも着けずに、ゴムボートで釣りをしているという現実があり、近づいてしまったときはお互いに回り方を同じにするとかって、左前でしたっけ、それも知らないままに乗っているということで、売る側に対する注意喚起ということが、どこまでできるかというのも、一つポイントだと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○梅津義則港湾課長 販売店の関係だと思うのですが、今回、この委員会を進めていく中、第2回目の委員会で聞き取り調査をした中で、日本マリン事業協会の北海道支部を初めとして、そういった方に現状をお伝えして、意見を頂いたといったようなこともございます。

その北海道支部の中には、地域賛助会員ということで登録されている事業所もございますし、管内のそういった販売店は調べればわかると思いますので、そういったところにも、今回の規定について周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○永本浩子委員 ぜひ、そういったところもやっていただきながら、釣る方の、ゴムボートとかで釣りをするときの基本的な、その安全対策という部分。

また、その知識というものを、きちんと売るときに言っていただきたいというのと、あとやっぱりインターネットで買われる方が今すぐく増えているということで、そういったところになると、やはり道

とか国とかというレベルで、きちんと対応していただくようにしないと難しいのではないかなと思うのですけれども、そういったこともやっぱり、網走の現状をきちんと伝えながら、働きかけていくということも大事なのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○梅津義則港湾課長 ちょっと先ほどのことに関して補足させていただきますと、一応プレジャーボート等の販売事業者の責務ということで、今回の条例の第4条で定めておりまして、そういった規制内容の教示ですとか、水難事故の防止に係る取組をやっているように形で、ちょっとお願いをするということは、条例にもうたっているところでございます。

あと、北海道のほうで出しております、フィッシングルールというような冊子がございまして、こちらのほうでの掲載もお願いをして、全道的にどこにどんな規制があるかというのを、釣りをする方であれば、これは誰でも持っていると言われている冊子でございますので、こういったことでの掲載というのもお願いしていきたい。

そして、広めていきたいというふうに考えているところでございます。

○永本浩子委員 ぜひそういったところ、網走のこの条例には載っているけれども、多分買うのは網走じゃない札幌とか、そういうところが多いのかなと思いますし、やっぱり事故が起きてしまうと、漁船、船舶のほうには、その責任問題が生じますし、釣り人のほうは命がかかっているという、釣り人の安全というところがあるのだから、安易にこういったことを捉えて、ただ楽しむだけと思っていても、これは命がかかっていることなのだから、しっかりとやっぱり伝えてもらえるような方向を、考えていっていただきたいですし、インターネットでの購入のときはどうするかというようなことも、結構大きな問題になると思います。

やっぱりコロナになってから、ネットでいろんな買い物をする方がすごく増えていきますので、その辺のところも今後きちんと考えていただければと思いますがどうでしょうか。

○梅津義則港湾課長 委員おっしゃるとおり、やはり販売店から買う方ばかりではなく、今手軽にインターネットで、ゴムボートであれば買えるといったことは委員会の中でもお話がありましたし、実際、インターネットで調べれば、販売しているというの

は確認をできるというところではございます。

なかなか、全ての方に理解していただくというのは難しい作業にはなるとは思いますけれども、少しでも、1人でも多くの方に、網走市のルールはこういうふうになっているのだということを理解していただくように、周知のほうに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○永本浩子委員 ぜひそういったところを、いろいろ言ってしまいましたけれども、本当に実際、一生懸命やっていたのに、死亡事故が起きてしまったということになると、本当に残念な結果になってしまいますので、ぜひ、しっかりとした取組をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがでしょうか。

○村椿敏章委員 何点か確認させてほしいのですが、今回の規制がかかっている船の中に、ヨットというのがあるのですが、一般的にヨットで釣りをしている人はいないのかなと思ったのですが、ヨットを楽しんでいる方々にしてみたら、この区域にヨットが入れなくなったら、楽しめなくなるとか、そういうことはないのですか。

○梅津義則港湾課長 そこは許可制ということにしておりますので、申請の内容で、そちらを確認して、釣り目的ではないですとか、その他の船舶に、影響がないといったようなことが確認できれば、許可をするといったようなことでございまして、全ての船舶がどんなときでも駄目だというようなことにはなってはございません。

○村椿敏章委員 となれば、ヨット利用者の方々は、許可書などを出してもらえるとということですか。

○梅津義則港湾課長 それは、申請内容を確認して、問題のない侵入であればそこは許可を出すということになるのだと思います。

○村椿敏章委員 わかりました。

また、今回の工事費のほうなのですが、看板をつけるというのと、浮標ということになっているのですが、何か所ずつ、どのような内容なのか確認したいのですけれども。

○梅津義則港湾課長 看板につきましては、今回の対象水域ですとか、規制の対象になる水域ですとか、対象になる船舶等を皆さんにお知らせするような内容になると思っております、箇所としては、3

か所になってございます。

ポンモイの新港船溜まりの、トイレのある箇所が1箇所と、モヨロの西防波堤の付け根の辺りが1箇所と、それと花・水・木の辺りが1箇所看板、それぞれ3か所設置の予定をしております。

それと浮標灯につきましては、南外防波堤のところと、新港船溜まり7号荷さばき地というところがあるのですが、規制対象水域図のほうを御覧いただきたいと思いますが、そちらのほうのこのラインですね、このラインに、四つ浮かべる予定をしているところでございます。

○村椿敏章委員 はい、わかりました。

私から以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 私からも伺わせていただきたいと思います。

まず、条例の制定まで来たということで、一つクリアできるのかなと思いますが、まだまだ課題は今、答弁の中でも明らかになったところです。

それで、看板について伺いたいのですが、これ3か所は普通の看板ですか。

例えば、デジタルサイネージで内容が変わるとか、そんなことではないのですよね。

○梅津義則港湾課長 デジタルサイネージは考えてございません。

○平賀貴幸委員 そうすると、腐食に耐えるような材料を使って、恐らく設置するのだと思うのですが、やはり、漁業者さんの話を聞くと、夜間無灯火でボートがあって、びっくりして急ブレーキを踏んで、中に乗っている人がつんのめるような事態も実際にあるのだというふうに伺っています。

法律を調べていくと、海上衝突予防法という法律があって、夜間とか視界の悪いときは灯火しなければいけないことになっているのですね、やっぱり。

ゴムボートとかもそうなのなのですが、その辺のことは、今回の規制の中で、どんな議論だったのですかね。

○梅津義則港湾課長 そういった法律があるというのは、当然委員の中では承知の上ということなのですが、実際、無灯火の方というのはいらっしゃいまして、その辺を知ってか、知らずか、やはりミニボートの方というのは、何の資格も持っていないので、知らずにそのまま船を出すといったような方も中にはいるのかと思いますが、そういった法律があるのは承知はしております。

○平賀貴幸委員 そうすると、この法律の周知も、併せて私はしなければいけないんだろうなというふうに思うのですよね。

法律を読み込んでいくと、罰則規定がないように読み込めるのですが、解釈をいろいろ見ていくと、法定備品になっているのですね、光灯、夜間の明かり。

それを正式に検定を受けて合格しているものを、本当はつけなければいけないようになっていて、それをつけていなければ、罰金が科せられるというような、法律の形になっているのですが、その辺の周知ですね、看板やチラシ含めてしていかないと、危険性が結局軽減されないことになるのかなという気がするのですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○梅津義則港湾課長 今回の規制の周知に当たっては、警察さん、海保さんとも連携してやってまいりますので、その辺の法律の立てつけにつきましては、海保さんのほうで対応していただけるものというふうに考えているところでございます。

○平賀貴幸委員 海保さんのほうで対応してくれるというのはいいのですが、こちらでもチラシとかを作るのですよね。看板もそうですけれども、そこにはそういった記載はしていかないということなのですか。

○梅津義則港湾課長 今のところ、我々が考えているのは、今回条例の内容に基づくものでございまして、逆に、去年なんかも、一緒に海保さんと行動はしていますけれども、海保さんが配っているチラシに、そういった無灯火というのを、ここは駄目だよというようなことが記載されたパンフレットになっていたかと思っております。

○平賀貴幸委員 それで十分対応できればいいのですが、結局私は、この海域から締め出す、事実上締め出すことで、一定の安全性は確保できるのだけれども、夜間無灯火で突然現れるゴムボートの問題という、根本的な問題を考えると、海保さんだけでそこは対応してくるから、こっちは載せなくていいというか、しなくていいという話に私はならないと思うのですよね。

特にこの点検を受けて、灯火していなければ罰金になりますけれども、これ点検を受けないでいる方については、注意されるだけで、特に罰則とかはない、この法律の立てつけになっているのですよね。

この海上衝突予防法、それを考えると、併せて周

知をこちら側としても積極的にしておかないと、海保さんがやってくれるからいいという問題じゃないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○梅津義則港湾課長 そこは海保さんと連携してやっていきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員 連携するのも、もちろん大事なのですが、私が申し上げてるのは、網走市としても、この法律の周知の対応を含めて積極的にやっていかないと、海域に入ってこなくなっただけでは、十分な効果が発生しないのではないかという恐れがあるのではないかということを申し上げているのですよね。

いざという事故を防ぐためには、無灯火で、夜間や視界の悪いときに、ゴムボート等の小型船舶で、海域に、海に出ていくことそのものを、何とかせねばならないはずなのですよね。

そのことについて海上保安庁と連携をするのは大事なのですが、網走市としても、主体的に取り組むべきじゃないかということを申し上げているのですけれども。

○立花学建設港湾部長 平賀委員からお話いただいた件につきましては、私たちとしても、無灯火で夜、航行をするということについて非常に危ないということは認識しておりまして、そこは海保さんと一緒になって、無灯火でもし出ようとする人については、直接周知、指導等を行っていくことになると思うのですが、網走市という看板の中に、今の多分、港則法に携わる無灯火に関わる規制なのかなと思うのですが、その看板の記載の内容に、実際に無灯火についてはやめてくださいであるとか、そういったような記述について、海保さんと協議をまずしてみてですね、入れた形で周知が図れるのであれば、連携をして進めていきたいというふうに思っております。

今の段階では、入れますということがちょっと、現段階では、海上保安署さんとの協議があるものですから、検討させていただきたいということで、御答弁させていただきたいと思います。

○平賀貴幸委員 ぜひそこは検討して、できれば記載をしていただきたいのと、せめて夜間無灯火での出港は禁止されていますという一言だけでも、あったほうがいいのだと思うのですよね。

結局、この海域に入ることもそうですけれども、夜間で無灯火で突然現れることが、一番の問題の一

つだと思いますので、そこを防ぐ取組に、やっぱり看板は少しでも役に立っていただきたいなというふうに思います。

それから、監視員を配置するということで説明もありますし、図にも書いてあるのですが、監視員さんの稼働時間帯だとか、稼働日数とかというのは、どういうふうになるのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 監視員につきましては、先ほどもお伝えしたとおり、時期としては8月の中旬から11月の中旬まで、月曜日から日曜日まで毎日ですね。早朝の3時から8時の5時間ということで考えてございます。

○平賀貴幸委員 すみません、ちょっと聞き漏らしてしまいました。

わかりました。

そういった形で、実行力が少しでもあればというふうに思いますが、監視員さんがいろいろ対応するのはいいのですが、網走市の職員さんとしてはどんな対応を、その対象期間でしていく形になるのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 先ほど部長のほうからお伝えしました、出港時点でのチラシの配布ですとか、そういったのは網走市の職員として対応していかなければならないことだというふうに考えております。

あと、この監視員が8時までということでございますので、それ以降につきましては、基本的には、今、現行行っている、港湾内のパトロール業務の中に含まれる部分もありますが、それとあわせて、私どもの職員が行って確認をすると、指導するといったようなことも出てくるのかなというふうには思っております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

それと先ほどの罰則の話がありました。

今回は、時間的なものがあるので、見送ったということでありまして、今後は、改めて罰則について、これは状況を見ながら検討するものなのか、基本的には罰則を設ける方向で検討を続けるものなのか、どちらの方向で理解していったらいいのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 罰則についてですけれども、今回、提案しているものが、今、現時点での市としての最善のものであるということでは、提案をさせていただいているところですが、もし、実効性が図られないといったようなことがありましたら、この条例に罰則を設けるとか設けなかったから

というようなことではなくて、規制の周知ですとか、違反者に対する厳重注意や警告、あるいは軽犯罪法の適用による、港湾利用者のルールを守るという意識への訴えかけが、十分ではないものというふうに考えるところでございます。

規制内容の広報の充実ですとか、パトロールの強化、警察や海保さんとの連携を十分に行うことで、実効性を向上させることはできていると思っております。

条例の規定を見直すことについては一切否定するものではございませんけれども、現時点では提案している条例の運用で足りるというふうに考えているところでございます。

○平賀貴幸委員 現時点の考え方は理解いたしましたが、状況を見ながら、必要であれば強化すること、否定はされていないのだというふうに思いますので、そこは推移を見守りたいと思いますが、もし規制を強化して罰則をつけるということになった場合について、先ほどの最初のほうの話に戻りますが、海上衝突予防法の関係で無灯火のほうの罰則、これは、検査を受けた灯火をつけていれば、罰則対象になるのですけれども、無検査のものだと、つけていなかったら罰則対象にならないで、注意で終わっちゃうのですね。

この部分については、何らかの形で条例で罰則を検討する必要があるのかなというふうに感じるものですから、その辺も検討材料に入れていただければというふうに思います。

ここは今、今の条例でいくという話ですから、答弁してもらってあれじゃないのであれですけれども、そこもちょっと念頭に置いていただきたいというふうに思います。

私からは以上ですが、できるだけ実行力がそがれないような、運用を心がけていただきたいというふうに改めて申し上げます。

以上です。

○小田部照委員長 他の委員。

○栗田政男委員 大體概要が、非常によく見えてきました、質疑を通して。

まずは、すごいスピード感を持って、今回は条例の制定に向かったということで、本当にこれは高く評価したいと思います。

なかなか法律をつくることですから、そう簡単にはいかない部分で、このようにスピーディーに、特にこのシーズンインもあったからこそ急いだと思う

のですが、なかなか大変な作業ではなかったのかと、その御苦労に敬意を表したいと思います。

そもそものが、漁港には遊びの船は入れないというように、船舶法が改正になり、決まったように私は思っているのですが、この中で今その規制のかかる中で、漁港と認定される部分というか、地域はどこになるのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 漁港については、そういった条例なりがあって、漁船以外の船は入れないというような規則があるのだと思うのですけれども、決まりがあるのだと思うのですけれども、港湾に関してはそういった規定についてはございません。

水域については、ここが、陸域については、漁港区ですとか、商工区ですとか、そういった規制はあるのですけれども、水域については、ここが漁港だとか、商工だとかというような規制というのはないものですから、それで今回の条例が必要になったということでございます。

○栗田政男委員 つまり、ちょっと理解できないのだけれども、例えば鱸浦漁港といいますよね。

鱸浦漁港辺りは、僕の認識では一般プレジャーボートというか、釣り船だとか、モーターボートは、許可は、特別な時期は別にして、緊急避難以外は、入れないという認識なのだけれども、それは違うの。

○梅津義則港湾課長 基本的に漁港というのは、農林水産省の管轄の施設でございますけれども、港湾に関しては、国土交通省管轄の施設ということで、そもそものが、管理体制も違いますし、法律につきましても、また、全然別なものということで捉えていただければというふうに思います。

○栗田政男委員 別のものというのはわかるので、では当市において、鱸浦漁港とか能取漁港ですって言われている能取だとか、今の港湾はもちろん違うということなのでしょうね。

例えば、市の川の縁の船泊みたいな、よく漁船が活用している場所なんかも漁港という扱いではないという認識でいいのですか。

○梅津義則港湾課長 川筋につきましても、漁港ではございません。

○栗田政男委員 またそれはね、ちょっと議論が変わるので、また後からにしますけれども、わかりました。

そういった意味で、免許がないボートというのは、規制緩和によって、3.3メートル以下でしたっ

け。

2馬力以下のものは、昔は免許がいますよね。船検も必要だったのですが、それが国がマリンレジャーを推進する、もちろん釣りも含めて、そういう意味で活性化、海が日本はたくさんあるので、そういうレジャーを推進するという意味で、規制緩和をしたのですが、そのおかげでこういうことが起きているという認識は、原課は持っていますか。

○梅津義則港湾課長 認識のお話ですけれども、今、栗田委員が言われたように、やはりマリンレジャーを活性化していこうというようなことで、国会審議がなされて、こういった事象が各地で起きているという認識は持っております。

そのときの国会審議の過程において、それぞれの地域事情に合わせた、ルールづくりをしていくことについては、その審議の中で必要であるというようなことがあったかと思います。

○栗田政男委員 そこで、だから考えなくちゃいけないのは、さっき永本委員のほうからも言われたように、この地域から締め出したときに、次はどこへ行くのだということは、当然インフォメーションしてあげなくちゃいけないでしょうし、遠いところから、札幌だ、旭川だ、帯広だと、いろんなところから集まってきます。もしかすると、本州からも来ているかもしれない。

だから、そういう人たちが、マリンレジャーを楽しむ意味で、通して釣りもするのですよね。

アキアジ、まあ我々アキアジって、サケを釣るというのは、そんなにそんなに、あちこちでできることではないです。

ボートで、特にゴムボートで釣れるなんていうのは、限られた全国の中でも、ごく少数だと思います。

そういうことを全部鑑みたときに、締め出す方向で考えても、これ絶対うまくいかない話で、今回、この図面を見ますと、市が要するに管理しているところだけに、限定しなくちゃいけなかった理由を聞かしてください。

○梅津義則港湾課長 今回の対象水域の設定についてでございますけれども、まず、サケ・マスが遡上する一級河川、網走川が河口にありまして、港湾内にこういったサケ・マスが遡上する河川を持っているという港がまずあまり例がないというところは一つあると思います。

それで、網走市港湾施設管理条例の港湾施設に含

まれるエリアと、含まれないエリアというのがあるのですが、それに北海道が設定している、サケ・マス捕獲禁止区域のエリアとですね、釣りをしてもいいエリアというのが、この中には存在しまして、そういった様々な要素が、今回複雑に入り組んでいる水域であるということでございます。

今回、この海域においては、外航船が7隻、入港実績の話でございますけれども、外航船が7隻、内航船が514隻、あと、漁船が1万7,200隻出入りするので、港湾全体での話なのですけれども、ほぼほぼ、この水域に集中しているというのが一つでございます。

入港隻数は9月が例年最も多くて、ひと月で約2,500隻の出入りがありまして、1日平均で100隻の出入りがあるというところでございます。

8月から11月の4か月間で、約8,000隻の出入港がございます、約47%がこの秋サケシーズンに集中しているという状況でございます。

その水域が、こういった狭い水域の中で、船舶のふくそうが著しい上に、時期的には非常に水温が低いと、一旦転覆事故が生じれば、もう人命に関わるような特殊な水域であるということで、市は認識をしております。

今回はそういったことで、船舶交通の安全の確保の観点から、今回はこの水域で提案をさせていただいているというところでございます。

○栗田政男委員 丁寧な説明ありがとうございます。

聞きたかったのは、帽子岩から二ツ岩のエリアがすぐく外海って言いますか、もう外海なのですが、その辺も結構釣りされる方が非常に多い場所ですし、よく釣れる場所なのですよ、あそこは。だから、そちらのほうはやっぱり条例、外海だからなかなかかけづらいあれがあったのかなということを、今聞きたかったのですけれども、どうでしょうか。

○梅津義則港湾課長 委員おっしゃるように、帽子岩から二ツ岩にかけての外海に関して、市の管理委託を受けている施設というのはございません。

しかしながら、委員おっしゃるようにサケ釣りのポイントにもなっているといったことはございますが、先ほどの話からしますと船舶が、漁船ですとか、貨物船ですとか、客船ですとか、そういったのが、そこを航路として通っているといった状況もございません。

航路泊地、そういった施設にはなってございませ

んし、このエリアについては、ほかの、北海道さんのほうの制度による規制なども進められているということで聞いておりますので、今回の条例の対象水域にはしていないところでございます。

○栗田政男委員 状況というか、理解しました。

ちょっと重複するのですが、そもそもね、夜間航行の話が出ていました。

船舶の話でいくと、船舶検査を受けている船も、夜間の設備をつけないければ、昼間航行に限定することができるのです。

つまり、船というのは、基本的にそういう装置がついてないものは、日の出から日の入までしか走っちゃいけないのですが、それも免許がない人、船舶検査を受けてないゴムボートが、それに当てはまるのかなと思うと、これはモラルというか、その人たちの本当に常識の範疇で、闇夜にどうやって出るのがわかりませんけれども、その夜中に釣りをしているわけじゃなくて、朝早く日の出まで、日の出の間際が一番釣れるので、そこを狙って待機しているというような認識でいいのでしょうか。

○梅津義則港湾課長 ゴムボートに関しては、そのようなことかと思えます。

やはり、少しでも早く行っていい場所を確保したいとか、そういったのは、釣りをする方の意識の中にはある、釣果を上げたいということは、意識の中にあるということだと思います。

○栗田政男委員 大体の状況というのはわかったので、実は、本当に現場サイドはこれから大変なのです。

注意するにしても、必ずトラブルになります。

なぜかという、我々国民は、海は自分たち全てのもの、万人のものだという意識はみんな持っているのです。共有物だと。

まして、構造物が港湾ということですから、けれども国が管理しているわけだよね。

国のものを自分のものというような意識で、国民、市民の皆さんは、みんな思っているのではないかと思う。

そういうことで権利を主張されて、トラブルになるケースが多々あります。

注意喚起、条例ができたので、法律ができたので、当然、退去命令というのは出せるわけですよ。

罰則があろうが、なかろうが、出ていってくださいと、決まっていますから出ていってくださいということはできるので、それを徹底するしかないの

ですが、そう簡単にはなかなかいかないので、その辺のトラブル対策も、今後はすごく重要なのかなと思いますし、中には反論して来る方もたくさんいらっしゃるって、大変な思いをするのかなという、サーチライトでどうのこうのという話もしましたが、駄目だから、決まっているから出ていけという話じゃなくて、ここはしちやいけませんよというような姿勢で、まして、網走市民ではない方の場合は、やはり網走のイメージもありますので、その辺の対応というのは、すごく大事になってくると思うのですが、それで予算で市の職員が対応できないところは、外注するということなのですが、現在でも外注でずっとそういう対応はしてきたということですか。

○梅津義則港湾課長 現在、ルールがあるのが、外国船が入港したとき、その時には規制がかかりますので、外国船の船体から何メートル以内というのは、法案の規定がございまして、そのときには、当然、そこから離れてくださいといったような指示はできるのですが、現在はそういった、通常、平常時であればそういった、あそこで釣りをやっては駄目だとか、入ってはいけないというルールはございませんので、そういったことは、指示も移動の命令とかもできないような状況にございます。

ただ、外国船が入ったときにはやはり、同様の対応、今でも出ていってください、離れてくださいというような指示はしますけれども、やはり、委託業者さんの話によりますと、指示に従わないですとか、そういった方も中にいるということで聞いております。

○栗田政男委員 そういうことを注意するというのが大変な作業で、看板を立てて、それを見て、これ4か所ぐらい立てるのですよね。

そこが主に下ろす場所でしょうけれども、海岸からでもどこからでも下ろせますよね、ゴムボートというのは。

それが利点なので、そういう方々にみんな、先ほど販売元にどうのこうのと言いましたけれども、多分、今の時代ですから、ほとんどインターネットでしょう。

かなり中古でも安く売っていますし、そうになると、なかなかそこに云々というのは、難しいのかなという気がするので、あくまでも来た人に対して、インフォメーションをするしか方法はないのかなという気がします。

その中で、トラブルのないようにやっていただき

たいし、原課の皆さんは本当に大変な思い、怒られたくないのにね、怒られるのだよね。

そういうことがいっぱいあります。

でも、しょうがないので、やっぱり息を長くして、一生懸命こう話、説得をして、そこから出ていってもらえるような活動をしなればいけないのかなというふうに、私は思います。

罰則規定云々がありましたけれども、この条例でいくと、今後考えられるのは罰金を科すぐらいの話で、刑事罰云々には、なかなか僕はいかないような気がするので、それは今後の話になると思いますけれども、方法としては罰金を科すことは可能なので、そうすると罰金が大変だからということで、かなり効果はあるのかなという気はしますけれどもね。

その辺についてはどうでしょう。

○梅津義則港湾課長 まずは、ちょっとこの条例で運用してみて、その結果を見ながら、そういった対応もあるのかなというふうには考えますが、現時点では、まずはしっかり取組をやるといったことが大事だというふうに捉えております。

○栗田政男委員 理解できましたし、本当にスピード感を持って条例をつくれたということは、すごいことだと思います。

お願いになるとは思いますけれども、漁業者の皆さんが、やっぱりよく目につくと思うのですね。

漁組を通してでもお願いをして、威圧的に退去すれとか、もう駄目だから出るという話ではなくて、最初の段階でお願いをしながら、ここは駄目なのだよというような雰囲気かな、ニュアンスで注意してもらうのも、やっぱり一番、目の前にいるわけですから、多分、最初、条例をつくったからって、まるっきり誰もいなくなるという状況は生まれないので、そういう協力も、みんなでこれ取り組んでいかなくちゃいけないことなので、安全、本当に、もともとが、やっぱり漁業者のものという言い方をしちゃうと、ちょっと語弊があるのですが、この地域は、漁業者が通るためにつくったものですから、そこで、たまたま網走の場合は、あそこにすごくこう、回遊するアキアジがいっぱいいるのですね。

静穏度も波が立ってもあそこは立たないんですよ。

ゴムボート、多少しけてても、あそこで釣れちゃうのだよね。

非常に気持ちはわかるのです。

釣りをする立場の人の。

網走だったら、あそこに逃げ込めば、釣りができるよみたいな安堵感もあるのではないかというふうに感じますので、それも含めて、大変な作業になるかと思いますが、ある面で、網走にしかない問題点なので、ぜひとも解決してみんなで解決に取り組んでいただければというふうに思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第8号網走市網走港の安全な利用の確保に関する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定させていただきます。

続いて、お諮りいたします。

議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、建設港湾部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小田部照委員長 そのように決定させていただきます。

それでは続きまして、議案第2号令和4年度網走市水道事業会計補正予算について、説明を求めます。

○佐々木修司営業経営課長 議案資料12ページ、資料2号を御覧いただきたいと思います。

議案第2号令和4年度網走市水道事業会計補正予算について、御説明申し上げます。

1、補正の理由でございますが、導水管更新事業の事業費の一部に対し、一般会計から出資を受けるため、資本金収入予定額を財源補正するものでございます。

導水管の更新については、事業費の3分の1を、生活基盤施設耐震化等補助金、残りの3分の2が地方負担となっております。

また、地方負担分3分の2のうち、国の水道管路耐震化事業の対象となる分について、一般会計からの出資を受けております。

水道管路耐震化事業の対象となる事業費は、予算編成時には地方負担分の4分の1であったため、4

分の1に当たる7,050万円を計上しておりましたが、年度開始後に国の基準が改正され、対象となる事業費が地方負担分の2分の1へ変更となったため、今回その差額分、7,050万円について、出資金を増額計上し、その相当額の7,050万円を企業債から減額しようとするものです。

補正後の令和4年度の導水管更新に係る事業費、4億2,300万円の財源内訳は、補助金が1億4,100万円、一般会計出資債1億4,100万円、水道事業会計負担分1億4,100万円となります。

2の補正の概要でございますが、資本的収入の中で、第1項企業債を7,050万円を減額し、下段、第4項出資金を7,050万円増額しようとするものでございます。

なお、議決予定額、補正後予定額につきましては、資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第2号令和4年度網走市水道事業会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

それではここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時02分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

次に、議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、庁舎整備事業、庁舎建設事業について説明を求めます。

○遠藤崇哲庁舎整備推進室参事 議案資料3ページを御覧ください。

令和4年度一般会計庁舎整備費補正予算、庁舎建設事業の歳入歳出予算の補正と継続費の設定につきまして、御説明いたします。

1、補正の理由及び内容でございますが、市庁舎を建設するため、工事管理委託料及び工事費を追加補正するものであります。

なお、建設事業が3か年にまたがることから、継続費を設定するものでございます。

追加補正する内容といたしましては、新庁舎建設

に係る工事管理委託料として1,660万円、新庁舎建設に係る工事費として、12億4,000万円の合計12億5,660万円を計上するものであります。

2、補正額の歳出歳入予算並びに財源内訳につきましては、本表に記載のとおりでございます。

3、継続費の内訳でございますが、建築工事に48億6,600万円、外構工事に2億8,900万円、工事監理業務に7,300万円の、総額52億2,800万円を継続費として設定するもので、年割額につきましては、本表に記載のとおりでございます。

なお、建築工事費は、直近の資材費上昇による再積算の結果、実施設計書でお示しいたしました、47億8,500万円から8,100万円増額の、48億6,600万円を計上しております。

また、外構工事費は、駐車場の運用管理について引き続き検討が必要であることから、ゲートシステム整備費1,600万円は含めず、その結果、実施設計書でお示しした3億9,400万円から、今年度当初予算で計上済みの、造成工事費8,900万円、及びゲートシステム1,600万円を除きました、2億8,900万円を計上しております。

このように、建設資材費等の上昇により、建設コストが上昇したわけでございますが、様々な検討の結果、コスト削減に取り組んでまいりました。

新庁舎では、面積縮小に取り組み、現在の庁舎と比較して、新庁舎の執務室面積は395平米の削減、書庫や倉庫は、267平米の削減に努めてまいりました。

この面積縮減によるコスト削減効果につきましては、1平方メートル当たりの建設単価に縮減した面積を乗じるといふ、単純な方法を用いますと、約4億7,800万円の削減に取り組んだと言えると考えております。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

○平賀貴幸委員 伺わせていただきます。

本年度の分ということで、予算計上されているのと、それから継続費とです。

考え方をちょっと伺いたいのですが、まず、今年度の分ですけれども、これをもって予算が議決すれば、事業の発注という形に流れると思うのですが、その辺のスケジュール感を教えていただきたいと思います。

○遠藤崇哲庁舎整備推進室参事 今後のスケジュールについてでございますが、本補正予算、議決を頂きました後、工事の発注業務に進んでまいります。

予定といたしましては、8月の入札を予定してございます。

入札後、仮契約を締結いたしまして、こちらにつきましては、工事費、設計金額が1億5,000万円を超えるものになりますので、本契約につきましては、議会の承認が必要という流れになりますので、8月、入札仮契約後、9月または10月本契約という運びになりますが、現在、環境省のいわゆるZEB補助金、こちらの申請を準備しているところでございます。

ZEB補助金につきましては、交付決定後に本契約というのが条件になってまいります。

ZEB補助金の交付決定の現在の予定でございますが、環境省の補助要綱を拝見しますと、9月上旬頃から順次、交付決定と言われておりますので、交付決定を受けました後に、議会での本契約承認という運びになります。

その後、建築工事、9月または10月をめどに、工事を着手に進んでいけるような運びで考えているところでございます。

○平賀貴幸委員 スケジュールは理解いたしました。

無事にZEBの交付決定がされなければいけないので、そこも含めて理解させていただきます。

ところで、工区というのは、分けて発注されるようになるのか、どんな形になるのでしょうか。

○遠藤崇哲庁舎整備推進室参事 本事業におきましては、大規模な工事ということが考えられます。

そのため、ある程度、工事につきましては工区分けを行いまして、発注を今検討しているところでございます。

建築工事につきましては、1工区、2工区など分けるような形、または、機械設備工事につきましては、空調、換気、衛生設備、そういったような、工区分けを検討しているところでございます。

○平賀貴幸委員 検討している段階だということがわかりましたので、その辺については、本契約の議案審議、改めて議会に提案されるときに、詳細に説明があるというふうに理解してよろしかったですか。

○遠藤崇哲庁舎整備推進室参事 次回、議会にお示しするのは、本契約での契約承認という段階になり

ますので、その際に、詳細に御報告させていただきます。

○平賀貴幸委員 その前に、所管事務調査等で、もし説明ができる状態になれば、していただければというふうに思いますが、その辺は委員長等含めて調整していただきたいと思いますが、できるだけ地元の業者さんが、多く仕事に関われることが望ましいというふうに思っているのですけれども、今回の庁舎、規模も大きなもので、なかなか難しい部分もあったりするのかなと思うのですけれども、どんなふうに、そこら辺は捉えたらいいのでしょうか。

○小田部照委員長 答えられますか。

暫時休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時13分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

平賀委員の質問の答弁より。

○遠藤崇哲庁舎整備推進室参事 今後の発注の方法等についての質問でございますが、発注につきましては、これから指名委員会で決定いたしますので、この場では、詳細、お答えできるものではございませんけれども、基本構想策定の段階から東京に本店を置くような、スーパーゼネコン、そういった企業を入れなくても、地元の事業者が取り組めるような内容を取り入れるということで進めてまいりました。

設計もそのように進めてまいったところでございます。

今後、発注に向けましては、地元事業者を中心に取り組めるように、進めてまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸委員 現時点でできる明確な答弁をしていただいたというふうに思います。

その方向感で進んでいただきたいと思います。

それと、駐車場のバーについて、外構工事のほうに含まれてないということでしたけれども、そこは、これからいろいろ議論をしながらどうするかというのを決めていくのですけれども、最終的には、予算計上することにもなった場合については、補正予算の形を取るようになるのかな、どんなふうな流れに、もしそうなった場合はなるのでしょうか。

○遠藤崇哲庁舎整備推進室参事 御質問の駐車場ゲートシステムにつきましてでございますが、これからゲートの有無、また有料無料、そういったことを検討してまいります。

現段階では、外構工事費のほうからは除外をしたところでございます。

今後、駐車場ゲートシステム、バーが必要という判断になった際には、実際の工事取り付けに関しましては、令和5年度、または6年度の工事になると想定されますので、その際に、既定の予算内での執行が可能かどうか、可能でなければ、補正予算、または、単年度で工事が終わるようであれば、当初の予算計上というような形で、取り組んでまいりたいと考えております。

○平賀貴幸委員 理解させていただきました。

あとは、心配なのは、資材だとか、様々な高騰の問題が大変心配されるところで、できるだけ早く資材の確保等も、動くためにも予算執行していくということが大事だと思うのですが、財政がいないので答弁できるかどうかわかりませんが、一体どこまでなら耐えられるのかなというの、確認せねばならないのかなというふうに思うのですが、どんな想定でいらっしゃるのでしょうか。

○遠藤崇哲庁舎整備推進室参事 資材高騰につきましてでございますが、新聞、テレビ等の報道でも、毎日報道されているところでございます。

また、最近では円安ドル高、そういった情報も急遽出てきているところでございます。

新型コロナウイルスの拡大、これが世界的に広まり、ようやく回復傾向に向かってきた中でのロシアのウクライナ侵攻、こういったところでの建設資材費への影響というの、非常に大きな問題となっております。

また、円安という、二重、三重の課題が山積している状況でございます。

一般社団法人建設物価調査会といったような、価格を調査する団体のレポートを見ましても、やはり今後も、価格上昇は注視しなければならないというようなことは記載されております。

私たちも、そのような認識でおりますけれども、いつまで、どれぐらい価格上昇が続くかというのは不明な部分でございまして、私どもも把握し切れないところでございます。

しかしながら新庁舎の建設に関しましては、現庁舎、西庁舎、どちらにつきましても、耐震性が不足しているということが発端となり、早急に建て替えが必要である、防災拠点または市民の安全を守るための施設としての建て替えを早急に進めたいというふうところでスタートしておりますので、私ども

は何としてもこの事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○平賀貴幸委員 熱意や決意は伝わってきます、十分。

努力していただくしかないのでございますけれども、場合によっては、資材だけでも先に確保しておくというようなことが、必要な事態になりかねないのかなという懸念を持っております。

というのは、円安がこのような進んでいる状況の中で、なかなか止められるための施策も、あれだけ日銀が国債を買ってしまっていると、対応すると日銀が債務超過になりますから、やりようがないというふうに思うのですよね。

明らかに政府の失策だと思いますけれども、この状況で、こういった多額の予算をかけるものが、いろいろな形で数年かけて動いていくという、いろいろな懸念があるので、様々な指標を研究しながら、予算の執行に努めていただきたいと、継続費設定されていますので、なおさらそこがとても気になるので、そんな考えを持っていただきたいなというふうに思いますが、いろんな考え方あると思いますけれども、答弁もしあったらお願いします。

○遠藤崇哲庁舎整備推進室参事 今の段階で私どもができることは、まずは契約に向けてスムーズに進めることが、一番重要であるというふうに考えております。

いち早く契約を進み、事業者さんに、施工計画を立てていただき、資材の購入も含め、早め早めに手だてを打っていただく、これがまず第一だと考えておりますので、発注から契約に向けて、滞りなく進める努力をしてまいりたいと考えております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号令和4年度網走市一般会計補正予算中、所管分、庁舎整備推進室関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、議案第4号網走市議会議員及び網走市長の選挙における、選挙運動の公費負

担に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○高井秀利選挙管理委員会事務局長 議案資料16ページ、資料4号を御覧願います。

議案第4号網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、最近の物価変動等に鑑み、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、国政選挙における選挙運動経費の公費負担に係る限度額が引き上げられましたことから、これを準用する本条例の関係部分につきまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、1点目といたしましては、選挙運動用自動車の借入に係る、1日の使用料の公費負担限度額を、1万5,800円から1万6,100円に引き上げるものであります。

2点目としましては、選挙運動用自動車の燃料代金の公費負担限度額を、7,560円に選挙運動日数を乗じて得た額から、7,700円に選挙運動日数を乗じて得た額に引き上げるものでございます。

3点目としましては、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担上限単価を1枚当たり、7円51銭から7円73銭に引き上げるものでございます。

4点目としましては、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担上限単価を、1枚当たり2,596円から2,975円に引き上げるものでございます。

条例の施行期日につきましては、公布の日から施行し、施行の日以後に期日を告示される選挙から適用しようとするものでございます。

なお、新旧対照表は、17ページから19ページに添付の通りでございます。

以上で説明を終わります。

○小田部照委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第4号網走市議会議員及び網走市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

それではここで理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時32分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

次に、請願・陳情・要請の審査を行います。

それでは、請願第31号2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願について審査いたします。

それぞれ委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。

○平賀貴幸委員 この請願については、ぜひ採択の方向をお願いをしたいというふうに思います。

新型コロナウイルス感染症の影響もあって、地方への影響というのは、やっぱりさらに大きくなっている状況であります。

また、人口減少だとか、様々な課題を抱えている状況の中で、網走市を含めて各地方自治体の財政状況というのは、より充実強化をした上で、様々な難題に向かっていかなければならない時代を本当に迎えているというふうに思います。

グローバリズムが進んでいる以上、むしろこのローカリズムをしっかりと強化して立ち向かっていくということが、逆に大事になってくる時代ですから、なおさら地方財政の充実強化というのは必要だと思いますので、ぜひ採択していただいて、対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○古田純也委員 会派の総意としても、採択の方向で進めていただきたいと思います。

○小田部照委員長 他にございませんか。

○村椿敏章委員 私たちの会派としても、この請願については採択すべきと考えます。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

○永本浩子委員 これ、毎年多分採択しているものかと思うのですが、今回、去年とちょっと違うのが、6番目のまち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円については、今までは、引き続き同規模の財源確保を図ることということだったのですけれども、これが、恒久的な財源とすることというふうに変わっているのですけれども、恒久的なところがあるところ、どこまでを指しているのかちょっと、むしろ、前回同様の引き続き同規模の財源確保を図ることという表現でいったほうがこの先のコロナ禍に引き続いての、今回ウクライナのいろんな問題等もありまして、財政面というのはどんな

ふうに変わっていくのか、ちょっと先行きが見えない状況かなと思いますので、この表現が、ちょっと私としては引っかかったところでして、ここが前回同様、引き続き同規模の財源確保を図ることということで、ぜひ採択していきたいと思っております。

○小田部照委員長 ただいま永本委員のほうから、記の6の文言について、御意見ございましたが、意見書のほうで文言整理はできるかと思いますが、永本委員、この時点では、ここで採択の方向でよろしいですか。

○永本浩子委員 はい。

○小田部照委員長 それでは、ほかの委員、よろしいでしょうか、そちらで。

○平賀貴幸委員 表現の問題が今ありました。

どうしてもそこを変えなければいけないということであれば、意見書整理のときにやむを得ないと思いますけれども、一応補足的にさせていただくと、この、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関するこの事業費については、本来地方自治体がある程度裁量をもって自由に事業を組み立てるものだったのですが、それが実質は、ほぼ中央集権的な予算の取り合いみたいになってしまっているというのが、課題としてあるのだというふうに思います。

ただ、やはりその地域の柔軟性を持って予算を執行するためには、こういった事業が必要だということが、間違いのないというふうに思っておりますので、そういったことを含めて、恒久的に、こういった地方が裁量をもって使いやすい事業を残してほしいということで、この恒久的な財源という表現になっているというふうに、御理解いただければと思います。

ですから、永本委員のおっしゃるような、予算規模を確保するというのも当然必要なのですけれども、こういった仕組みをしっかりと残していくことがやっぱり必要なのだということなので、こういった表現になっているということで、もし御理解いただければ、そのままのほうがいいのかなというふうに思います。

○小田部照委員長 ただいまの平賀委員の御意見で、永本委員いかがでしょうか。

○永本浩子委員 おっしゃっている意味はわかるつもりなのですが、今回、この表現が、毎年と同じ表現ができた部分が、今回このように変わったというのは、何か意味があるのでしょうか。

○平賀貴幸委員 今申し上げたとおりです。

○永本浩子委員 状況としてはこれまでと同じ意味だと思うのですが、今回この表現を変えたということは何か意味があるのか、お伺いいたします。

○平賀貴幸委員 予算の規模を確保するだけでなく、仕組みを含めて、恒久的な財源にするということなので、恒久的ということです。

○山田庫司郎委員 どうして変わったのだろうという背景も含めての説明を求められたと思うのですが、平賀委員が言っているようにこの、まち・ひと・しごと創生事業、いつまで続くかわからない事業だという不安感も含めてですが、ここはこのまち・ひと・しごと創生事業費という表現がいいかどうかのも一つ議論はあるのですが、中身として昔あったその交付金ですね、ある程度、自治体の裁量で使えるお金という意味合いも含めて、内容的にやっぱりこういう原資というのは残すべきだろうという趣旨も含めて、今回、こういうふうに変わってきたということで、御理解いただければと、こんなふうに思いますけれども。

○小田部照委員長 いかがでしょうか。

○永本浩子委員 そんなにこだわる部分ではないのですけれども、ちょっといろんなセミナーとかに出席するとこの、まち・ひと・しごと創生事業というものに、結構批判的な意見を述べられる方もいらっしゃるし、ちょっと在り方としては将来変わる可能性もあるのかなという部分もあったものですから、恒久的なという、この表現がちょっとどうなのかなというふうに、引っかかりました。全体としては採択で構いませんので。

○小田部照委員長 それでは、お諮りいたします。請願第31号2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願については、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、請願第33号2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願について、審査いたします。

この請願について、委員の皆さんの御意見を伺いたと思います。

○平賀貴幸委員 この請願についても、採択の方向でお願いしたいというふうに思います。

平均賃金を1,000円を目指すというところで、ここは政府もちろんそうですし、自治体からもやはりしっかりとここは働きかけながら、必要な対策を含めて求めていくことが大事だというふうに思いますので、地域の将来をしっかりと切り開いていくためにもぜひ採択していただきたいというふうに思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員 私もこれに関しては大事な取組だと思っておりますので、ぜひこの1,000円というのは、1日も早く実現できるようにしていただきたいと思っておりますので、採択させていただきます。

○小田部照委員長 ほかにいかがですか。

○古田純也委員 同じく、会派の総意として採択で進めてほしいと思います。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

○村椿敏章委員 私たちの会派としまして、最低賃金は、1,500円以上にしようという考えを持っていますから、1,000円、加重平均1,000円というのは、当然だろうということで採択すべきと。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

請願第33号2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願については、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、陳情第31号適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書提出についての陳情について審査いたします。

委員の皆様の御意見をお示しいただきたいと思います。

○古田純也委員 大変必要な制度ではあるのですが、なかなかの複雑な部分がありますので、一旦ここはちょっと継続で。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

○村椿敏章委員 このインボイス制度についてですが、今年から……来年ですか、今、受付が始まっているというところですけども、やはり今まで非課税だった業者さんが、課税されることによる影響が非常に重くて、これをやることによって、本当に商売

やめなければならないということになりかねない。

しかも、この今の物価高騰のところで、これを強行してしまうというのは大変問題があると思います。

ぜひ、今だから、これをすぐやれ、それをそのままにしておくというわけにはいかないと思いますので、何とか導入の中止を地方議会からも上げて、そして地域のね、産業を守っていくという意味で、よろしくお願ひしたいと思います。

私たちの会派としては、この分については採択すべきというふうに考えています。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員 このインボイス制度についてですけども、現在、日本は軽減税率が施行されておまして、複数税率になっているということで、もし、このインボイス制度というのが導入されなかった場合は、仕入れと販売で不正も行うことができるようになりまして、正確な納税額というのが出されなくなるという危険があるということで、誰がいつ何を税率何%で、合計幾らで販売したかを明細に記したこのインボイスが、やっぱり必要になるのではないかと思います。

そういった意味で、まだちょっと猶予的ではありますが、それまでにしっかりとインボイス制度を受け入れるのかどうか、それぞれの事業者さんで考えていただきながら、やっていかなければ、やっぱりそういう納税制度の公平性が保たれないという、ここは大事なところだと思いますので、私は不採択をお願いします。

他の委員いかがですか。

○平賀貴幸委員 先ほども少し申し上げましたけれども、日銀があれだけ国債を買ってしまっている状況の中で、国民の生活が圧迫されていて、打てる手がないのですね、政府に。

そういうことを考えると、一つは現金給付をするだとか、あるいはこのインボイスの関係の消費税を軽減するだとか、そんな方法しか、もう今残された政策はないのだと思っています。

そういった中で、このインボイス制度を導入するというのは、無理があるのですよね。

ですから、もう少なくとも延期は必要で、文書にも書いてあるとおり、日本商工会議所等も、延期を求めているのは、これ当然のことだというふうに思います。

だから、無理なものを導入するということは、無

理があるのは当然なので、地方議会としては、延期を求めるというのが私は正しいのだと思います。

中止というよりは、延期という意味で、採択するなら採択して、文言整理すればいいのかなというふうに思います。

○小田部照委員長 ほかにございませんか。

ただいま各委員から、採択、不採択、継続と、それぞれ御意見ございました。

委員間討議いたしますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第31号適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書提出についての陳情については、継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、陳情第32号女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情について審査いたします。

この陳情について、各委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○平賀貴幸委員 必要なことだと思いますので、採択をお願いします。

○小田部照委員長 ほかの委員。

○永本浩子委員 私も、ちょっと最初どういう内容なのかって少し戸惑いましたけれども、やはり現実の問題として、女装した男性がLGBTということを利用してというか、女性トイレに入り込んで、様々な犯罪行為がなされている現実があるということで、こういったことはLGBTの方たちにとっても本当に心外なことでもあり、女性もそういったところからきちんと身を守るという意味でも、この女性トイレの維持というのは、大事なところかなと思いましたので、採択したいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○古田純也委員 なかなか難しい問題でもあるので、まだちょっと勉強させていただきたいという部分もありますので、ここは一度継続で。

○小田部照委員長 他に。

○村椿敏章委員 私たちの会派としましても、この陳情については採択すべきというふうに考えています。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ただいま、採択、そして継続と、意見の一致を見ていない状況であります、ほかの委員よろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

陳情第32号女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情については、意見の一致を見ないため、継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、陳情第33号国民の祝日「海の日」の7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情について審査いたします。

この陳情について、各委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○平賀貴幸委員 読ませていただいて、趣旨は理解させていただきました。

ただ、実はこの考え方については、観光業界からは反対の表明がされております。

網走は御承知のとおり、観光産業も大事な柱です。この陳情を通して、これが固定化になると、3連休が一つなくなるということになりますから、そういった意味で、やっぱり網走としては、この連休はむしろ守ったほうがいいのだろうというふうに思いますので、これについては継続審査で状況を見ていきたいというふうに思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○古田純也委員 私たち会派としては、採択で進めてほしいと。

○小田部照委員長 ほかの委員。

○永本浩子委員 私も、いろんな観光面とかでは、祝日が続いたほうが、休みがある一定取れると、そういったところから観光面にプラスになるということとはよくわかるところなのですが、この海の日由来というものが、結局、そのためにかなりぼやけてしまって、ただの休みになってしまうという、そこを懸念されての今回の陳情なのかなというふうに思いますし、きちんと海の日というのは、7月20日で固定するという方向のほうがいいのではないかなと思います。

採択でお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 ほかにいかがですか。

○村椿敏章委員 海の日自体については、私たちも賛成というところなのですが、7月20日を海の日に決めるということについては、反対したいと考えております。不採択で。

○小田部照委員長 ほかにいかがですか。

○山田庫司郎委員 会派の考え方としては、平賀委員から申し上げたのですが、もう1点ですね、例えば体育の日も、東京オリンピックが開催された日が決まっていたけれども、これもやっぱり国民の祝日も含めた連休ということで、ああいうふうに日程が変わったと。

再度東京オリンピックがありましたから、その日の開会式になるのかと思ったら、そうでもありませんから、海の日だけで議論するということに私は逆にならないかなと。

体育の日も含めた、そういう祝日をやっぱりどうあるべきかということ、これは提案者がこういう立場ですから、海の日に限定されていると思うのですが、網走市議会としては、全体を見ながら議論したほうがいいのではないかなと。

ですから、今回については継続をさせていただきたいと。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではそれぞれ、採択、不採択、継続と、意見の一致を見ないということで、お諮りさせていただきます。

陳情第33号国民の祝日「海の日」の7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情については、意見の一致を見ないため、継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、陳情第34号沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情について、審査いたします。

この陳情について、委員の皆さんの御見解を伺いたしたいと思います。

○村椿敏章委員 今回の陳情の中の三つ目に、普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決すること、という文面がありまして、普天間基地

は、無条件で撤去ということが当然だと思いますので、これを日本全体で問題解決することということにはならないと思いますので、この陳情については、不採択ということで。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○古田純也委員 沖縄を捨て石という表現が、なかなかちょっと私どもの会派も理解できない部分があるというところで不採択。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがですか。

○平賀貴幸委員 私も、その捨て石という表現そのものが大変気になっていて、これは人それぞれの捉え方の一つなのかもしれませんが、そういう表現で出てきた陳情を採択するということはなかなかなじまないだろうというふうに思っております。

ただ、趣旨は理解できますので、状況を見る意味でも、継続審査になるのかなというふうに思います。

○小田部照委員長 他にございますか。

○永本浩子委員 沖縄の問題は本当になかなか難しい部分がありまして、沖縄の皆さんには大変な御負担もおかけしていると思うのですが、私もこの捨て石という部分ではちょっと引っかかる部分と、先ほど村椿委員が言われた、この3番目の、普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決すること、とあるのですけれども、ここは安易に、賛同はできないという思いで、不採択でお願いします。

○小田部照委員長 それでは、お諮りいたします。

陳情第34号沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情については、意見の一致を見ないため、継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、陳情第35号中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情について審査いたします。

この陳情について、委員の皆様の御意見をお示しいただきたいと思います。

○古田純也委員 なかなか見えない部分がある部分もありますので、何とも言えません……継続で。

会派の総意で。

○小田部照委員長 他にございますか。

○村椿敏章委員 私たちの会派としましても、これについては不採択ということで。

○小田部照委員長 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小田部照委員長 それでは、お諮りいたします。

陳情第35号中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情については、意見の一致を見ないため、継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、要請について審査いたします。

まず初めに、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出の要請について審査いたします。

この要請について、委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○平賀貴幸委員 ウッドショックが続く中で、さらに、木材価格等もいろんな影響を受けてくると思います。

産業としてしっかり、北海道の林業を育てていくことが、グリーン戦略ももちろんですけれども、北海道の未来にとっても大変大事なことだと思うので、ここは採択をして、しっかり意見を上げていくべきだというふうに思います。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

○永本浩子委員 今、平賀委員もおっしゃいましたが、毎回、この林業関係に関しては採択しています。

網走市といたしましても、林活議連もつくりながら、林業の活性化に向けて思いを致しているところですので、採択でよろしいかと思います。

○小田部照委員長 他にございますか。

○古田純也委員 同じく会派としても必要なことだと思います。

採択をお願いします。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

○村椿敏章委員 私たちの会派としましても、この請願、これは大事だと思っておりますので、採択をお願いします。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出要請については、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書提出の要請について、審査いたします。

この要請について、委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○平賀貴幸委員 先ほど同種の内容、ほぼ同種の内容で議論しましたので、取扱いとしては同じにならざるを得ないのかなと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小田部照委員長 それではお諮りいたします。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書提出要請については、意見の一致を見ないため、継続し審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、水田活用の直接支払い交付金の見直しの中止を求める意見書提出要請について、審査いたします。

この要請について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思います。

○村椿敏章委員 この要請についてですけれども、水田活用交付金が、水田から畑作に変えたときに出ているやつなのですが、これを今度中止してしまうと、その作物、今、水田から畑作に変えたところの作物を作っている農家のところにこの交付金が入ってこなくなると、その農家が引き続き、農業を続けることができなくなってしまうと。

非常に問題のある今回の決定というか、考えなものですから、これはぜひ採択していただきたいと思っております。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

○平賀貴幸委員 この直接支払交付金の見直しというのは、随分乱暴なやり方を政府もするなとは思ってまして、結局、水田をやめたところがまた改めて畑に転換しなければいけないような事態になっ

ていて、今までの政策の積み重ねは一体何だったんだろうかと、政策の連続性とか継続性というのは、一体どう考えて政策をつくっているのかなというふうに、思えてなりません。

そもそも、お米が余っているということで、こういうことが出ているのでしょうけれども、そうするのだったら、政府は、お米の輸出をどうするかということをしかりと産業として組み立てていくということにもっと尽力しなければならなかったはずなのですけれども、それをしないで、作っている側に責任を転嫁するようなことばかりやっても、結局どうしようもない話ですよ。

ですから、ここは見直しの中止という表現がちょっとわかりづらいのですけれども、もともとの制度をしかり維持しながら、そもそもの課題解決のために、政府はしっかりと努力をしていって、食料安全保障確保に努める責務ですから、採択していただきたいというふうに思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員 この水田活用の直接支払い交付金の見直しの中止ということなのですけれども、6月8日付けの日本農業新聞にも、このことが載っていたのですけれども、日本でもなかなかこう、よく実態がわからないというか、ちょっと身近にそういう水田をやっている方もいらっしやなくて、自分としてはちょっとは正しい判断がちょっとできかねるということで、申し訳ありません。

継続をお願いします。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○立崎聡一委員 うちの会派としても、継続をお願いします。

水田活用の直接支払い、昔で言う、転作作物奨励金みたいなような話なのかなというふうに思いますけれども、今、永本委員がおっしゃったように、農業新聞等にも出ていましたけれども、ちょっと調べられないで、勉強不足で大変申し訳ないのですけれども、もうちょっと中身をきちんと精査してから判断したいなというふうに思いますので、継続をお願いします。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

水田活用の直接支払い交付金の見直しの中止を求める意見書提出要請については、意見の一致を見ないため、継続審査すべきものとして決定してよろし

いでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、北海道農業の基幹作物でん菜の生産を守ることを求める意見書提出要請について審査いたします。

この要請について、委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○平賀貴幸委員 このでん菜、砂糖をめぐる問題については、去年からですかね、結構早い段階からいろんな形で議論してきたというふうに思っています。

ここに来て報道でも明らかなように、急に、営農計画を立てなければいけないというふうな状況のときに、国が政策転換するみたいな形で出てきて、現場の事業者の皆さんが本当に困ってらっしゃったのも、いろんな形で声を聞きました。

やっぱり心配していたことが、現実のものになりつつあるというのがあります。

これも米と同じで、余っているとかなそういうものがあるのだったら、ちゃんと輸出するために産業として政府はちゃんとその予算措置して、事業を展開しなければいけないはずなのですけれども、やっぱり現場にいろんなものを押しつけてくるのですよね。

やはりこういうものは認められませんし、政策の連続性だとか、国策上の流れからいっても、どうも納得できないので、しっかりとこういった要請は地域から通していって、意見として上げていくべきだと思いますので、採択でお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○村椿敏章委員 この件については、要は、砂糖も輸入しているわけですよ。

日本の、このでん菜が余っているから、それをどんどん、また少なくしてしまおうというのは、安易な考えだと思います。

今の食料自給率はぐっと下がってきている部分で、輸入を少なくして、自国の農業を守っていくと。

食料安保という観点からも、この部分については採択すべきだと考えます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○立崎聡一委員 会派として継続をお願いします。

大変皆さん言っていることはありがたい。

僕は農業者なのでよくわかります。

正確に言うと、64万トン、昨年度につきましては63万9千何がしという、ぎりぎりの数字だったというふうにお聞きしておりますし、実に、皆さんの御意見は本当にありがたいなというふうには思いますが、収支の改善は、国の責任で輸入調整金の収支をはかるというのがございます。

実際、収支をはかると言っても、基になるものがどうなのかとか、いろんなことを鑑みますと、やはりここはいろんな意味で受け入れながらも、また次の方法、方策を考えながらやっていかなければならない産業でもあるのかなというふうに思います。

そういった意味も込めまして、継続でお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員 私も、ビートの、てん菜の問題は本当に、地元でもたくさん網走の農家さんも作ってらっしゃるものですし、大事な問題だと思っております。

立崎さんではない、ほかの農家さんにも聞いてみましたけれども、やっぱり農家さん自体も悩んでいるというか、たまたま、去年は64万トンぎりぎりです。丁度よかったけれども、卒がもしかしたら下がるかもしれないとかって話が今出ているようなのですが、だけれどもやっぱり、この輸入調整金のほうから、補償金が出ていたりということもあり、何とも言い難いというのが本当に実感のようでして、もし手をつけるんだったら、本当に根本の、この構造的な部分から変えていかなければいけないのかなということは思っております。

もう少しちょっと、しっかりと見ながらということで、継続でお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書提出要請については、意見の一致を見ないため、継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、食料の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める提出要請について審査いたします。

この要請について各委員の御意見をお示しいたきたいと思います。

いかがですか。

○村椿敏章委員 今のウクライナの決議にしても、食料が非常に不安定になっている、やはり私たち日本共産党は、農業をね、国の基幹産業として考えている、そういう政党です。

やっぱり、今回の円安によって、どんどん輸入食品が、物価が上がってしまって、国民の生活を押しつぶそうとしていますので、何としても食料の確保を今後、しっかりやってもらいたいと、そういう意味を込めて今回、この意見書を出させてもらったのですが、ぜひ採択でお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○平賀貴幸委員 今、食料の自給率を定めるということがあったのですけれどももちろんそこもすごく大事で、やらなければいけないのですけれども、その食料を生産するための様々な必要なもの、例えば肥料ですとか、いろいろなものを全て、外国に頼っているのが実情です。

それが、報道で御承知のように、2倍になるかだとか、来年度分は確保できるけれども、その次は一体確保できるのかどうかわからないだとか、その状況にまで今なっているのが日本の農業の現実だと思います。

危機的な状況にあるのだと思います。

やはり、その産業の多様性を守っていくということも、とても大事なことで、そのためには北海道という土地は、本来はまだまだ魅力のある土地で、特に、女性が東京に流出するほうが、男性が流出より多いような状況に、今、もう大きく人口の動態が変わっている状況の中では、産業の多様性を守るための柱のこの農業や漁業が、しっかりしているというのは、すごく大事なことですよね、地域の未来の存続のために。

それを考えると、ここに書いてあることだけではむしろ不十分で、採択するならば、そういった農業資材だとか、費用だとか、そういったものの確保を含めて、自前で賄えるような、農業構造に変えるべきだということを、意見として上げるべきだというふうに思います。

以上です。

○小田部照委員長 採択でよろしいということで。

○平賀貴幸委員 はい。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

よろしいですか。

○立崎聡一委員 会派として継続でお願いしたいなというふうに思います。

今、平賀委員おっしゃったとおり、日本の構造自体がというお話がありました。

実際そういうふうに思います。

肥料だけではなくて資材関係、それから、皆さんもよく御存じの燃料、全てのものが高騰しているわけなのですけれども、これ、自賄ということ、念頭にとか、目標にとかとおっしゃいまして、なかなかできないものもあると思います。

言っていることは大変うれしく、ありがたいなというふうには思うのですけれども、いろんなやっぱり、考え方とかそれからやり方、それから全てのことをいろいろ考えていかないと、これからはやはりもっともっと厳しくなるというのが実情だと思います。

今年、来年はいいかもしれません。

本当に、再来年以降、どういうふうになるかわからないのですけれども、その中でも一度、また、足元を見直すという言い方も変ですけれども、考え方をもう一度1から考えてやっていくというのもあるのかなというふうに思います。

いろんな意味を込めまして、継続でお願いしたいなというふうに思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがでしょうか。

○栗田政男委員 平賀委員が言ったことが、まさしく、すごく大切なことなので、珍しくいいこと言うなと思って聞いていたのですけれども、今、農業で牛乳の問題、皆さんすごく感じていると思うのですが、余ったから捨てましょう、どうしましょう、飲んでください、配りましょう、税金を使って配っているわけなのですけれども、本来、酪農家、あれだけ大型化して、どんどん国で貸付をして、大型化したのだけれども、その餌、大事な餌は一切考えてなかったと。全部輸入に、ほぼ100%に近いと言っていいぐらい、それが現状です。

ここはやっぱり直していかないと、今回のいろんな国際情勢の問題で、やっぱり皆さん身にしみているのは、自国のことは自国である程度賄っていかなくちゃいけない時代が来たのかなというのは、まさに今、考えなくちゃいけない、日本。

化成肥料も、日本では全然作れないのです。

原料がないのです。

でも、それで農業に化成肥料なければ、もう農業

ができないですよ、今。

この地域も、できないですよ。

だから、本当に大変な問題なので、これはやっぱりみんなで考えていって、それをどういう、有機にするのか、いろんな方法を考えながら、知恵を出し合って、自前のことは自分でやっていく、もちろんそれが自給率につながっていくというふうに確信しますので、今までの農業に関する、何ていうのでしようね、世界が市場だから日本で作らなくても大丈夫だという感覚は、もう止めなくちゃいけない時期に来ているのかなと。

ただ急には転換できないでしょう。大変でしょう。

これは、書き方が悪いのは、政府を批判することばかり書いているから受け入れられないのですよ。

今の政権が悪いって、何についても共産党はこういうことを書きたがるのだけれども、非常に、そうじゃなくて、言っていることは正しいですよ。

だから、もうちょっと要請のね、書き方を工夫されたほうがいいのかなというふうに思いますけれども、ここに書いていることは、全くもっともな話だと思います。

だから賛成です。

○小田部照委員長 ほかの委員、ございますか。

ただいま意見の一致を見ない状況にあります、委員間討論いたしますか。

○山田庫司郎委員 立崎さんを責めるつもりはありませんけれども、継続って、なんで継続なのか、自給率を守ろうと言っていることに何も間違いはないと思うのです。

継続をして何をしたいのか、勉強したいのかどうか僕はわかりませんが、私は、これは内容いろいろ栗田さんからもありました。

共産党議員団から出ているからということは全く別にしてね、内容については、自給率を守ろうということ、これ皆さんの共通の認識だと思いますから、ぜひ立崎さんについても、思い直しをしていただいて、採択をしていただければと思います。

○立崎聡一委員 山田先輩からいいお話を頂きました。

ただ、思い直すというわけにもいきませんので、ここは通したいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員ございますか。

○平賀貴幸委員 この要請については、やむを得な

いとしてもですよ、やっぱりこの状況下で、網走市議会として、何も上げないわけにはいかないような気がするのですよね。

農業をやはり守りながら、食料自給率向上を図っていく、それから、農業の産業構造の転換を図りながら、地域、国土も守っていくような、何らかの意見書みたいのは、逆に採択できないでしょうかね。

○立崎聡一委員 今の平賀委員の御意見ですが、それはちょっと別問題じゃないでしょうか。

この要請に関してのこととは別だと思いますので、それはまた別な機会でお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

食料の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める提出要請については、意見の一致を見ないため、継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 それでは続きまして、全国一律最低賃金制度の実施をめざす意見書提出要請について審査いたします。

この要請について、各委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○古田純也委員 先ほど1,000円というね、格上げは、やはり進めるべきだと思いましたが、なかなか1,500円になりますと、雇う側のことを考えるとまた厳しいのかなと思います。

ここは一度継続で。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○村椿敏章委員 今の1,500円、今は難しいのではないかとこのところですが、やはり、今賃金が下がり続けて、賃金が上がらない国になってしまった。

その中でやっぱり、購買意欲も出なくなって、そして、今の日本の経済がどんどんどんどん縮小している。

それをやっぱり改善していくためには、働く人たちの賃金を上げることが大事だなと思っているのです。

一般的に働く人たちの賃金を上げるというのは、

労働組合とかでね、戦おうというのでもあるのですけれども、なかなか今、労働組合の組織率もぐっと低くなっていますし、この今の経済をどうしていくかということ考えたときに、賃金上げることができるというのは、政府ができるというのは最低賃金だけなのです。

やはり政府が、働く人たちに分配するのだというのだったら、この最低賃金を上げるということが一番大切でしょうし、やっぱり、最低生計費を計算していったら、1,500円以上になるのです。

それが企業にしてみたら、それが大変だから難しいのではないかという言葉もありますが、その予算も、国がやっぱり、当然考えていくべきで、今大企業がたくさんのお金を内部留保として抱え込んでいるわけですからね。

それをやっぱり吐き出してもらって、そして、経済を回していくということ自体が大企業にも、非常によくなると私たちは思っています。

ぜひこれについては、採択をお願いしたいと思います。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○平賀貴幸委員 非常に悩ましい問題だというふうに思っておりまして、今、村椿議員がおっしゃったとおり、大企業の内部留保を吐き出すという形で賃金を急上昇させてしまうと、今度は中小企業が困るわけですね。

そのための支援策って書いているのですけれども、ずっとやり続けるわけにいかないのだと思うのですね。

それを考えると、なかなかこれ実は難しい問題が出てくるなというふうに思っていて、整理しなければいけない課題が結構あるのだと思います。

103万円の壁、130万円の壁と言われている時代遅れの制度も、何とかしなければいけないということもありますし、今の産業構造を考えていくと、例えば、ベーシックインカムとかね、ベーシックサービスとか、政府が集めたお金で、現金給付をするのか、あるいはサービスを使えるようにするのか。

そういった形で整理をしていくことも合わせてやっていかないと、なかなか時給を上げるだけで、物事が解決しない時代に突入してきているなというふうに思っています。

最低賃金1,000円というのは、やっぱり、どうしても必要だというふうに思うのですけれども、1,500円になると、その辺のバランスが果たしてう

まく取れるのか、よくわからないという状況になっていきますので、ここは継続しながら、どんな形がいいかちょっと模索していきたいなというふうに思います。

○小田部照委員長 ほかの委員。

○栗田政男委員 平賀議員が、また珍しくいいこと言って、130万円の壁というのは、本当に邪魔なのですね。

あれが200万円ぐらいに上がることによって、世の中の経済というのは大きく回り出します。

本当に、そういうところに目を向けて改正していかないと、パートの人たちも働きたいのに働けないで時間調整してもらいたくないのですよね。

労働力が余ってしまっても駄目。

家庭にそれだけの収入が多く入れば、それは必ず消費に回るといって、必ず結果になりますから、本当にそういう部分も、国は考えてほしいなというふうに思います。

1,500円の話に戻しますと、そんな勝手なことを言って、財源どうするのですかという話なのですよ、僕に言わせると。

民間企業ですよ。

金がなかったら給料を上げてやれないのだよ。

そんなにそんなに、ほとんどこのパートというのは中小企業ですよ、零細企業ですよ。

お金があったら払いたいのですよ。

払いたいいけれども払えない、それでやっと1,000円ぐらいは何とか保証できないかなというところまで今、やってきました。

この先、一気に1,500円なんていうのはね、今日、今朝の報道では、アメリカの某ハンバーガーチェーンは、3,000円で募集しても集まらないと。大変なことになっているみたいですが、アメリカは平均だと1,800円ぐらいらしいですけれども、それも大変だと思います、企業は。

だから、根本の、よく大企業は内部留保しているから、それを吐き出せば簡単じゃないかと共産党さんは言うのだけれども、そんな簡単なもので、資本主義社会を論じられても困るのですよ。

そんな簡単なことで、我々商売をやっているわけじゃないので、もうちょっとね、きちんと裏づけ、財源があって、会社というものはあれば払いたいのですよ。

1,500円でもやれば、モチベーションも上がりますし、当然働く意欲も上がるのですよ。

だけれども、払いたくても払えない、ボーナスだってつけてあげたいのだけれども払えないというのが、現状なのです。

そういうところで多くの日本の企業というのは、ほとんど七、八割は、そういう状況で今頑張っていて、コロナの中でも頑張っていて商売をやっているということを理解いただいて、そんな、1,000円通したから、次1,500円みたいな乱暴な話はね、もうちょっとゆっくり考えていただきたいと思うので、私はこれに関しては、賛成しかねます。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員 私も、珍しく、栗田委員の話に…。

本当に、思いは、わからないではないですけども、本当に最低賃金1,000円に上げるだけでも大変な地域は、本当にたくさんあるわけで、まして、中小零細企業ということを考えると、1回上げたのを今度下げるといっても、とても大変な話です。

本当に、今、東京とか神奈川が1,000円を超えているようなところが、1,500円にというのは、それほどハードルはもしかしたら高くはないのかもしれませんがそれでも、その約半分ぐらいのところ、やっているとするとしたら、1,500円というのは、本当に高い金額になるのではないかなと思います。

また、時給もそうですけれども、今度、生活するようになったときに、私も東京に長く住んでいましたけれども、やっぱり東京の家賃、こちらの家賃とは比べ物にならない、駐車場料金も倍、3倍というところもたくさんありますので、そういったことも考えると全国一律に、この1,500円以上という、ここがとてもちょうと乱暴な部分なのではないかなと。

言うのは簡単ですけども、現実、とてもじゃないけれどもこれはもう難しいという思いがあります。

でも、少しずつでも最低賃金を上げていくということで、生活の質を向上させて経済が活性化していくということは大事なことでと思いますので……継続……不採択、ちょっと本当に悩みますね。

では、継続ということで。

○小田部照委員長 わかりました。

各会派、各委員からそれぞれ御意見を頂きましたので、それでは、お諮りいたします。

全国一律最低賃金制度の実施をめざす意見書提出要請については、意見の一致を見ないため、継続審査すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

それではここで、理事者退席のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 29 分休憩

午後 3 時 31 分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

続きまして、日本国憲法の尊重・擁護に関する要請について審査いたします。

この要請は令和 4 年 3 月 4 日に当委員会に付託されましたが、継続審査となっております。

申し合わせ事項において、要請の受理があり、2 回の定例会が経過しても結審に至らない当該案件は、審議未了とすることとなっているため、本日の委員会でも結審しなかった場合は審議未了、廃案すべきものと決定されます。

そのため、継続審査という結果はございませんので、採択もしくは不採択のどちらかで発言いただきたいと思います。

この要請について、委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思います。

○村椿敏章委員 ウクライナ侵攻を受けて、憲法を変えようというのも出てきていますし、日本の平和を守っていくという部分では、憲法が一番大切なと。

今だからこそ、やっぱりこの日本国憲法を尊重して擁護していくというこの要請は、採択すべきだと考えております。

よろしくお願いします。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

○永本浩子委員 公明党としましては、この憲法 9 条、戦後日本の平和国家としての基礎になったものでありますし、日本国憲法に対しては、高く評価しております。

特に、この恒久平和主義、基本的人権の尊重、国民主権主義の憲法 3 原則は絶対に守り続けていくべきということで、我が党としては、この憲法の 3 原則を守りながら、時代の進展に伴う新しい考え方や価値感を、憲法に加えるべきという加憲という姿勢であります。

改正の必要性や具体的なテーマについては、これからしっかり議論していくことが大切だと思っております。

最初から改悪と決めつけることには賛成しかねますので、不採択をお願いいたします。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○立崎聡一委員 うちの会派では、不採択ということをお願いします。

いいですか、理由は。

○小田部照委員長 はい、大丈夫です。

ほかにございますか。

○山田庫司郎委員 憲法改正の議論もちよっとありましたけれども、ここで書いたのは私の想像ですが、9 条の分だけかなというふうにちよっと思っただけなのですが、明記はしていません。

ただ、やっぱり憲法が改悪ということも含めて、ここに 11 項目あり心情的には、私個人的には考え方がかなり一致するところがありますから、ぜひ採択という形で対応させていただきます。

○小田部照委員長 ほかの委員ございますか。

○栗田政男委員 今、本当にちよっと世界情勢がね、変わってきたので、次のステージに入らなくちゃいけないということで、こういう議論も本当に慎重に話をしなくちゃいけないなというふうに思っていますが、私はもとより憲法に限らず、法律というのは変化するべきである。

戦後日本で立ち上げた今の憲法がそのまま今の時代、そのまま使っていくのかといたら、やっぱり法律もその時代、時代で変わるべきだなというふうな基本的な考え方を持っています。

ただし、戦争を放棄するという考え方というのは、やっぱり日本の魂でありますから、それは大切にしていかななくちゃいけないだろうということは、当然のごとく、戦争はやっちゃいけません。

どんなことがあろうとも、戦争に大義はないというふうに私は思っていますので、どういう形に変えようが、何をしようが、戦争を行うような国になっては、私たち日本は駄目だというふうな、基本的な考え方を持っていますが、片や防衛という部分だけは増強というのはもうしょうがないというか、敵が攻めてくるので、それに対しては何としてもやっぱり戦わなくちゃいけない、これは人間の本能として、日本人というよりも、自分の子供たちが今危険にさらされると、僕は親として生命をかけて戦います。

そういう気持ちの面じゃないかなというふうに私は思うのですね。

それは十分ではないかもしれないけれども、ある程度防衛、今回の戦争で見たのは、ああいう戦争が日本にも起きる可能性は多々あるだろうと、まし

て、ウクライナのほうが終わったら、北方領土を抱える我が日本、北海道、特に、東北海道はいつ侵略されてもおかしくない。

前の冷戦時代のソビエトの時代に戻るような感じになりましたよね、今。

まさにそういう危険を感じながら、私たちはこれから生活していかなくちやいけない。

そういうことも全部考えたときにね、この文面は理想形だと思います。

話し合いで皆さん解決できれば、それに越したことはないでしょう。

だから、そんな甘くはないのではないかなというふうに私は思うのです。

言っていることもわかります。

イデオロギーが違うので、こういう主張もあっていいでしょうけれども、これを採択するということにはなかなかならないなと。私は、これは反対いたします。

○小田部照委員長 他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

日本国憲法の尊重・擁護に関する要請については、意見の一致を見ないため、審議未了、廃案すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

それではここで、意見書（案）を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

午後 3 時 37 分休憩

午後 3 時 39 分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

意見書（案）の内容を確認していただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第31号2023年度地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての請願、請願第33号2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書提出についての請願、森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出の要請については、委員長名により委員会として意見書（案）を本会議に上程し、意見書の提出先は、地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

○小田部照委員長 次に、作況調査について協議いたします。

今年度の作況調査を実施をするか否か、各委員の皆さんの御意見を頂きたいと思います。

○村椿敏章委員 去年はやらなかったですね。

今年、コロナも大分落ち着いてきていますし、現地を見せていただくというのは、本当私たちも勉強になるので、ぜひ、今年は作況調査していただきたいと思います。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、作況調査を実施するという方向で協議したいと思いますが、実施する場合の日程なのですが、皆さんそれぞれ御意見ありましたら伺いたと思います。

例年ですと、8月頭に実施しております。

しかし麦が始まり、繁忙期だということで、時期的になかなか厳しい状況もあります。

7月中旬頃で日程調整しているというのが恒例です。

○立崎聡一委員 日程、それから作況調査の場所については、正副一任でお願いしたいのですけれども。

○小田部照委員長 ほかの委員もそれでよろしかったでしょうか。

○栗田政男委員 大方正副で任せます。

ただ、こういうコロナ禍で大人数でね、お邪魔するというのはあれなので、以前は委員外議員も同行で、大所帯でやったケースがあるのですけれども、今年、来年と、しばらくの間は委員会だけの人数で、少なめに動いて、しっかり所管委員会が調査したほうがいいと思います。

○小田部照委員長 今、栗田委員のほうから御意見がありました。

委員外議員の参加を認めるかどうかという部分なのですが、コロナ禍という状況もあり、委員会だけというような御意見もありましたが、他の委員いかがですか。

そういった方向で、総務経済委員会での作況調査という形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

日程については、正副で預からせていただきます。

○小田部照委員長 それでは次に、行政視察について、今年度の委員会としての行政視察をするか否か、皆さん委員の御意見を伺いたいと思います。

○栗田政男委員 長らく行政視察、所管委員会では行っていません。

考え方としてはね、今期中はやめて、改選が終わってからということあるのでしょうかけれども、議会もつながっていくものですし、特に申し訳ないなと思うのは、今期入った方々がどこも行かれていないのですよね。

我々古い議員は、ある程度は行ってきているので、それでも、いや、あそこを見たいな、ここを見たいなというのは、いっぱいあるわけですよ。

毎年それを課題を見つけながらね、いろいろやって、市政に反映してきたという一つ大事なことがあるので、可能ならば、どういう形でもいいですから、委員会の視察は僕はやってほしいなという希望があります。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員会としての行政視察は行うという方向で協議したいと思います。

行うとした場合に、日程、視察項目、視察先などの協議をしなくてはいけません、何か皆さん案があれば。

○栗田政男委員 当市において、大事な首長選挙が11月にあります。

これは本当に大事なですよ、本当に大事。

だから、その日程を考えると、多分10月の月しかないのかなと。

それを過ぎちゃうとまた、12月の定例会も入りますし、我々の改選期も近づいてきます。

本当に大変な状況になってくるので、僕はやるとすれば、今可能であるとしたら、10月の日程調整が必要なのかなというふうに思います。

○小田部照委員長 ほかの委員の皆さんいかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、栗田さんの意見も、例年どおり、10月頃の実施予定として、まず、視察先ですね、そして項目なども決めていかなきゃいけないのですが、これも7月中旬ぐらいをめどに、決めていきたいと

思います。

今、行政視察は行うという方向で決まったばかりですので、ぜひ、各委員の皆さんは視察項目、視察先についていろいろ調べていただいて、総務委員会のラインワークスのほうで構いませんので、7月上旬、中旬をめどに送っていただき、また、委員会を開催して、正式に決定したいと思います、そういった進め方でよろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取扱わせていただきます。

全体を通して、各委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで総務経済委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時47分開会